

枚方京田辺環境施設組合
可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る
環境影響評価準備書の検討結果

令和2年10月

大阪府環境影響評価審査会

はじめに

本冊子は、令和2年5月27日に大阪府知事から諮問された「枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」について、大阪府環境影響評価審査会において、その内容を慎重に検討した結果をとりまとめたものである。

令和2年10月
大阪府環境影響評価審査会
会 長 勝見 武

目 次

I	準備書の概要	1
II	検討に当たっての基本的考え方	11
III	検討結果	12
1	全般的事項	12
2	大気質	16
3	水質	27
4	騒音、振動、低周波音	32
5	悪臭	43
6	土壌汚染	46
7	地象	48
8	陸域生態系	50
9	人と自然との触れ合いの活動の場	63
10	景観	67
11	廃棄物、発生土	75
12	地球環境	80
13	事後調査	86
IV	指摘事項	95
< 参考 >		
	評価の指針	97
	大阪府環境影響評価審査会委員名簿	101

I 準備書の概要

1. 事業計画の概要

1-1 事業者の名称

枚方京田辺環境施設組合

1-2 事業の名称

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業

1-3 事業の目的

枚方市に立地する穂谷川清掃工場第3プラント（昭和63年3月稼動）及び京都府京田辺市に立地する環境衛生センター甘南備園焼却施設（昭和61年12月稼動）が老朽化したことから、新たな処理施設の整備が必要となっていた。

両市間で平成21年に「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を締結し、それぞれの市において平成26年12月に「ごみ処理施設整備基本構想」を策定するとともに、「可燃ごみの広域処理に関する基本合意書」が締結され、新たなごみ処理施設として「可燃ごみ広域処理施設」を共同で建設し、ごみ処理を行うこととなった。

可燃ごみ広域処理施設の整備は、一部事務組合方式で進めることとし、平成28年5月31日付けで「枚方京田辺環境施設組合」が設立された。

以上の経緯を踏まえ、事業者が、枚方市と京田辺市との可燃ごみ広域処理施設の令和7年度稼動を目指し、整備を行うものである。

1-4 事業の内容

（1）事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物焼却施設の設置の事業

（2）事業の規模

一般廃棄物処理能力：168t/日 [7t/時間] × 1炉

（うち可燃ごみ量（平常時）156t/日、災害廃棄物（可燃ごみ）12t/日）

（3）事業実施区域の位置

京都府京田辺市田辺ボケ谷、甘南備台二丁目地内ほか



図 1 対象事業実施区域位置図

(準備書から引用)

(4) 事業実施区域の面積

区域の面積：約 56,600 m²

(処理施設工区：約 35,600 m²、市道整備工区：約 15,000 m²)



図2 対象事業実施区域位置図(拡大)

(準備書から引用)

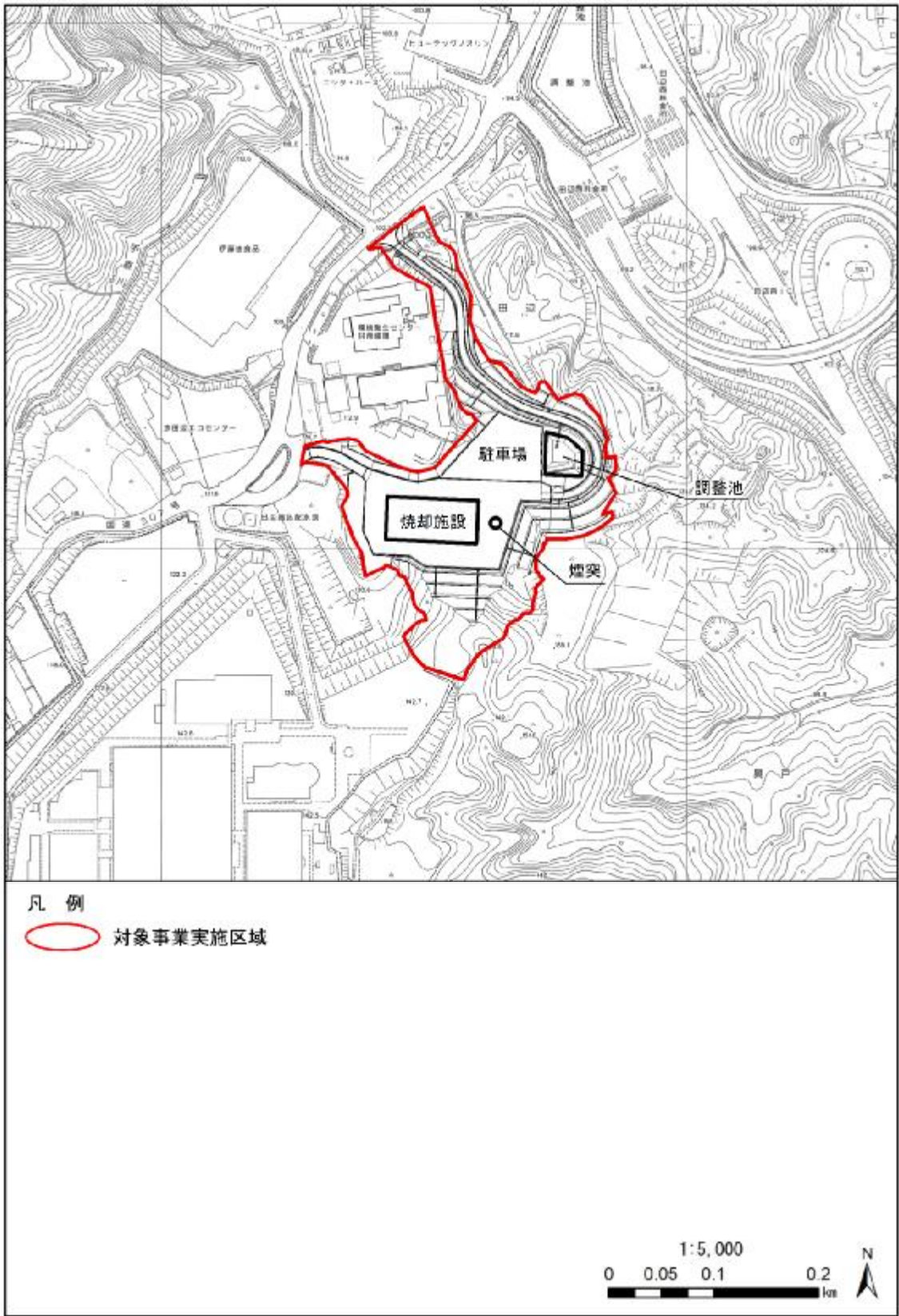


図3 施設配置図 (イメージ)

(準備書から引用)

(5) 事業計画

1) 事業の規模

可燃ごみ広域処理施設の規模等の概要は、下表のとおりであり、処理方式はストーカ式焼却炉を予定している。また、施設規模（処理能力）は既存施設である穂谷川清掃工場及び甘南備園焼却施設における可燃ごみ量及び災害廃棄物に係る施設規模を踏まえて、**168t/日**を想定している。

規模等の概要

項目	内容
種類	ごみ処理施設
処理方式	ストーカ式焼却炉 ^注
施設規模（処理能力）	168t/日
計画地盤高	120m
煙突高さ	100m

注．ストーカ式焼却炉は、ストーカ（火格子）の上に投入したごみを乾燥、燃焼、後燃焼工程に順次移送させながら燃焼させる方法である。

（準備書から引用）

2) 関係車両の主要走行ルート計画

工事中における工事用車両及び供用後における廃棄物の運搬車両等の関係車両は、枚方市及び京田辺市を結ぶ国道 **307** 号を走行する計画としている。なお、枚方市において、道路整備（長尾杉線）が計画されている。

また、施設の建設と合わせて、国道 **307** 号と施設を接続する京田辺市道を整備する計画としている。



図4 関係車両の主要走行ルート図

（準備書から引用）

3) 建設施工計画

造成工事に約2年間、プラント工事に約3年間を要し、完成までに約5年間の期間を要することとなっている。

建設施工計画

項目/期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
造成工事					
・土木造成	■				
プラント工事					
・設計		■			
・施設建設			■		
・試運転					■

(準備書から引用)

2. 環境影響評価を実施しようとする地域

環境影響評価を実施しようとする地域(調査地域)は、広域的に影響が生じると想定される「煙突排出ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲」として、事業実施区域の中心から半径約1.6kmの範囲と、関連車両の主要走行ルートのうち相当台数の車両が分散せず沿道環境影響が想定される範囲として国道307号の長尾杉線との分岐箇所までを設定し、枚方市と京田辺市としている。

[煙突排出ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲]

- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月 環境省)において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予測距離の概ね2倍を見込んだ範囲を設定する方法が示されている。
- ・本施設の近傍に位置する枚方市東部清掃工場について、環境影響評価手続の中で煙突排出ガスの予測を行っている。処理能力は本施設よりも大きい施設であり、現地の気象データに基づく最大着地濃度地点は0.8kmとなっている。
- ・本事業の配慮書手続の中で、煙突複数案での最大着地濃度の検討を行っており、最大着地濃度地点は0.8km未満となった。ただし、予測に用いた気象データは、既存大気測定局のデータであり現地で測定したものではないため、精度を高めるための現地調査を平成30年度に実施した。
- ・以上を踏まえ、調査地域については、安全側の観点から東部清掃工場での最大着地濃度地点(0.8km)の2倍とし、1.6kmとする。



図5 調査地域位置図

(準備書から引用)

3. 環境影響要因及び環境影響評価の項目

事業特性及び地域特性を勘案して選定された環境影響要因及び環境影響評価の項目について、大阪府の「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の別表4に当てはめて整理した結果は、以下のとおりである。

環境項目		環境影響要因の内容				
大項目	小項目	施設等の存在	施設の供用		工事の実施	
			施設の稼働	ごみ収集車等の走行	建設工事 施設の	工事用車両の走行
大気質	二酸化硫黄		○			
	浮遊粒子状物質		○	○	○	○
	一酸化炭素					
	窒素酸化物		○	○	○	○
	ダイオキシン類		○			
	光化学オキシダント					
	ベンゼン					
	塩化水素、水銀		○			
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン					
	粉じん				○	
水質・底質	生活環境項目				○	
	健康項目					
	特殊項目					
	その他					
地下水	生活環境項目					
	健康項目					
	その他					
騒音	騒音		○	○	○	○
振動	振動		○	○	○	○
低周波音	低周波音		○			
悪臭	悪臭		○			
地盤沈下	地盤沈下					
土壌汚染	土壌汚染				○	
日照阻害	日照阻害					
電波障害	テレビ電波障害					
気象	風向・風速		○	○	○	○
	気温		○		○	
地象	地形、地質、土質				○	
水象	河川水象					
	湖沼水象					
	海域水象					

環境項目		環境影響要因の内容				
大項目	小項目	施設等の存在	施設の供用		工事の実施	
			施設の稼働	ごみ収集車等の走行	建設工事の施設の	工事用車両の走行
陸域生態系	陸生動物	○	○		○	
	陸生植物	○			○	
	淡水生物	○	○		○	
	陸域生態系	○	○		○	
海域生態系	海域生物					
	海域生態系					
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	○		○
景観	自然景観	○				
	歴史的・文化的景観					
	都市景観	○				
文化財	有形文化財等					
	埋蔵文化財					
廃棄物、発生土	一般廃棄物		○		○	
	産業廃棄物		○		○	
	発生土				○	
地球環境	地球温暖化		○	○	○	○
	オゾン層破壊					

(準備書を参考に作成)

II 検討に当たっての基本的考え方

本事業は、枚方市及び京田辺市から排出される一般廃棄物について、衛生的、安全かつ安定・迅速に処理し、市民の快適な生活環境を維持することを目的として、京都府京田辺市内にごみ焼却施設を建設するものである。

枚方市の穂谷川清掃工場第3プラント及び京田辺市の環境衛生センター甘南備園焼却施設は、建設から30年以上経ち老朽化が進行していることから、新たな施設の整備が喫緊の課題であったため、可燃ごみの広域処理による環境保全性、資源循環性、経済性、維持管理性、安全性及び合理性等の観点から検討・協議を重ねた結果、共同で「可燃ごみ広域処理施設」を京田辺市内に建設することとなった。

当審査会は、このような状況を踏まえ、本事業が大阪府域の環境に及ぼす影響を極力小さくし、「大阪府環境基本条例」等を踏まえた環境に配慮した事業計画になるようにとの立場から、厳正に検討を行った。

具体的には事業計画地周辺の現地状況を確認するとともに、「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」（以下「技術指針」という。）に照らし、準備書に記載されている調査、予測、評価及び事後調査の方針の内容に関し、専門的かつ科学的な視点から精査し検討を行った。また、住民から提出された意見書、関係市長である枚方市長から提出された意見にも配慮して検討した。さらに、準備書では詳細内容については明らかにされていないこともあることから、事業者に必要な資料の提出を求め、それらも検討の対象とした。

検討項目については、事業内容と周辺地域の環境状況とを勘案し、技術指針で設定している項目のうち、「大気質」、「水質」、「騒音、振動、低周波音」、「悪臭」、「土壌汚染」、「地象」、「陸域生態系」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「景観」、「廃棄物、発生土」及び「地球環境」とし、全般的事項についても検討した。

Ⅲ 検討結果

1 全般的事項

(1) 主な住民意見等

① 住民意見

- ・ 近年、この地域の山は工場や物流、廃棄物リサイクル施設などで山の開発が進んでいっています。枚方、京田辺の農業の小さな大切な水資源を作ってきた里山であることも、視野に入れて開発の許可をされることを望みます。
- ・ 穂谷川清掃工場が閉鎖されるため、その分の収集車が本施設地域に集中する。騒音よりむしろ渋滞対策をお願いします。

② 枚方市長意見

- ・ 特になし。

(2) 検討結果

① 立地選定等

- ・ 施設位置の選定については、枚方市及び京田辺市のそれぞれが、「ごみ処理施設整備基本構想」（平成 26 年 12 月）において、ごみ処理施設の適地検討を行っている。
- ・ 検討の結果、将来の建て替えなどの長期計画を見通しながら両市の負担の公平性や住民の理解に配慮し、今回については、甘南備園焼却施設の稼働時期が穂谷川清掃工場第 3 プラントの稼働より 2 年早いこと及びこれに伴い大規模改修や更新計画を先に進めていたことから、京田辺市の候補地で建設を先行させることが合理的とされている。
- ・ 上記を前提として定めた「ごみ処理施設整備基本構想」は、両市においてパブリックコメントの実施等により住民合意の下、策定されたことから、甘南備園の地域での建設を進めることとなり、可燃ごみ広域処理施設は現在稼働する甘南備園の隣接位置を選定している。
- ・ なお、可燃ごみ広域処理施設は、適正なごみ処理を行ううえで必要不可欠な施設である一方で、周辺住民の健康や環境の保全に万全を期し、安全・安心な施設とする必要があるとしている。
- ・ 周辺住民との合意形成や環境配慮の方針について事業者を確認したところ、京田辺市ごみ減量化推進審議会による審議、答申を踏まえ、「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」において、関係法令の排出基準より厳しい排出ガス計画

目標値を設定・遵守すること等、環境に配慮するものとし、パブリックコメントにより住民意見を確認したとのことであった。

- ・ 文化財の評価について、記載の必要はないかを事業者を確認したところ、対象事業実施区域には周知の埋蔵文化財包蔵地等が存在しないため、環境影響評価項目に選定していないとのことであった。ただし、工事中に埋蔵文化財が確認されれば、文化財保護法に基づき適切に対応するとのことであった。
- ・ なお、京都府文化財保護課に確認したところ、周知の埋葬文化財包蔵地以外における事業の場合、届出等は不要とのことであった。
- ・ 本事業は公設民営のDBO方式（民間が設計(Design)、建設(Build)、運営(Operate)）で実施され、今後選定する民間事業者の提案により具体的な事業計画を決定するため、現時点で施設の詳細は定まっていない。

② ごみ処理能力（施設規模）の設定

- ・ 可燃ごみ広域処理施設の施設規模（処理能力）は既存施設である穂谷川清掃工場及び甘南備園焼却施設における可燃ごみ量及び災害廃棄物に係る施設規模を踏まえて、168t/日を想定している。
- ・ 災害廃棄物の処理量が最新の計画値であるかを確認したところ、枚方市・京田辺市共に最新の計画値であった。

項目	区分	施設規模	備考
可燃ごみ量（平常時）	穂谷川清掃工場 後継施設分	98t/日	①
	甘南備園焼却施設 後継施設分	58t/日	②
	計	156t/日	①+②
災害廃棄物（可燃ごみ）	穂谷川清掃工場 後継施設分	6t/日	③
	甘南備園焼却施設 後継施設分	6t/日	④
	計	12t/日	③+④
施設規模	穂谷川清掃工場 後継施設分	104t/日	①+③
	甘南備園焼却施設 後継施設分	64t/日	②+④
	計	168t/日	①+②+③+④

（準備書より抜粋）

③ ごみ処理方式等

- ・ 可燃ごみ広域処理施設の処理方式はストーカ式焼却炉を予定している。
- ・ ごみ処理方式の検討経緯について事業者を確認したところ、平成 28 年 3 月に構成両市で策定された可燃ごみ広域処理施設整備基本計画において、ストーカ式焼却炉に決定したとのことであった。

④ 計画地盤高さ及び煙突高さ

- ・ 地盤高さにおいては、沿道大気質・騒音・振動への影響は、Y 案（地盤高さ 115m）に比べ、X 案（地盤高さ 120m）のほうが掘削土砂の搬出車両台数が少なくなることから、環境影響の観点から X 案が優位であると評価している。
- ・ 配慮書手続において、工事中的影響だけでなく、必要に応じて施設稼働時の影響も考慮して決定することや生活及び自然環境等への負荷の小さい事業となるように選定を求める意見、緑地の確保及び地盤の耐災性の面も含めて評価することが望ましいとの意見があり、工事中的沿道大気質・騒音・振動の影響の低減を重視して掘削土量及び造成面積の少ない X 案（地盤高さ 120m）を採用している。
- ・ 煙突高さは、大気質・景観への影響については、A 案（煙突高さ 100m）と B 案（煙突高さ 59m）とのいずれについても、重大な影響は生じることはない予測されるが、煙突排出ガスの影響に係る複数案間の影響の差異については、B 案に比べ、A 案の寄与濃度が低くなることから、環境影響の観点からは優位であると評価している。
- ・ 配慮書手続において、煙突高さがより高いほうが安心できる要素となるとの住民意見のほか、建設費や維持管理費の違いが生じることから費用対効果から検討すべきとの意見があった。煙突高さの違いにより、建設費や維持管理費による差はあるが、本事業では環境保全性を優先して整備することとしていることから大気質の影響の低減を重視し、A 案（煙突高さ 100m）を採用している。
- ・ また、焼却施設建物高さは現時点では未定であるが、煙突高さが焼却施設建物高さの 2.5 倍以下の場合には、地上において短期間に高濃度が発生する煙突ダウンウォッシュ（ダウンドラフト）現象が発生しやすくなると言われていることから、煙突高さはより高いほうが望ましいとの評価であった。
- ・ なお、今後の施設計画の検討にあたっては、コスト縮減にも留意し、建設費及び維持管理費のライフサイクルコストの削減ができるよう留意するとともに、煙突の色彩やデザインについては、地域景観と調和するものとなるよう配慮している。

配慮書における複数案

区分	複数案	
造成地盤高さ	X案	地盤高さ120m
	Y案	地盤高さ115m
煙突高さ	A案	煙突高さ100m
	B案	煙突高さ59m

(準備書より抜粋)

- 本事業は公設民営のDBO方式(民間が設計(Design)、建設(Build)、運営(Operate))で実施されるため、具体的な事業計画決定時には、周辺環境にも配慮した計画となるよう十分検討し、環境保全措置を確実に実施させ、より一層の環境負荷の低減を図る必要があると考える。

2 大気質

(1) 主な住民意見等

① 住民意見

- ・ 特になし。

② 枚方市長意見

- ・ 排出ガス中の水銀を削減し、大気への水銀排出の抑制に努めること。

(2) 検討結果

① 環境影響要因及び環境影響評価項目

- ・ 本事業の実施によって、工事中には裸地面から発生する粉じん、建設機械の稼働に伴う排出ガス及び工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガス及び施設利用車両の運行に伴う排出ガスがあり、これらに含まれている大気汚染物質によって大気質の変化が生じる可能性があることから、その影響を検討するため、大気質に関する調査、予測及び評価を実施したとしている。
- ・ 施設の供用については、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、有害物質（塩化水素、水銀）を、工事中については浮遊粒子状物質、窒素酸化物、粉じんを、環境影響評価項目として選定している。
- ・ ごみ収集車及び工事用車両等の走行については、浮遊粒子状物質、窒素酸化物を評価項目として選定している。
- ・ 揮発性有機化合物については、本事業の実施に伴う主な発生源はなく、施設の稼働に伴う煙突排出ガス中にもほとんど含まれないことから選定していない。
- ・ 光化学オキシダントの非選定理由が、原因物質を無限に放出しても評価項目に選定しないことになるのではないかと事業者を確認したところ、光化学オキシダントは、揮発性有機化合物(VOC)と窒素酸化物等の原因物質が複雑な光化学反応により二次的に生成される物質であり、ごみ処理施設については、焼却温度が高温(800℃以上)であることから、窒素酸化物は排出するもののVOCの発生は少なく、窒素酸化物についても、法令よりも厳しい自主基準値を設け、これを遵守した運転を行うこととしており、予測の結果、本施設の煙突排出ガスによる影響は、バックグラウンドに対する寄与割合で、最大で0.2%と小さいものとなるため、原因物質の排出が少ないことを再度整理し、評価書において修正するとのことであった。
- ・ ベンゼンは施設の稼働に伴う煙突排出ガス中にはほとんど含まれないことか

ら選定しない。また、自動車の燃料であるガソリン中に含まれるベンゼンは非常に少なく（1%以下）、また、全国的に環境基準は達成されている状況であることから選定していない。

- ・ 以上のことから、環境影響評価項目の選定は特に問題ないと考える。

② 現況調査

（大気質）

- ・ 対象事業実施区域周辺の大気汚染常時監視測定局等の測定結果を収集整理している。
- ・ 現地調査として対象事業実施区域周辺における一般大気環境の状況を把握するため、対象事業実施区域では二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び窒素酸化物は1年間、降下ばいじんは四季の各季1ヶ月間、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀は四季の各季1週間の調査を行った。また、対象事業実施区域の中心から約1.6km内において住居の用に供する場所や生活環境上の配慮を要する場所の代表的な地点4箇所を一般環境大気質調査地点、5箇所を窒素酸化物簡易測定調査地点とし、一般環境大気質調査地点においては二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀、簡易測定調査地点においては窒素酸化物を、四季調査（各季1週間）している。
- ・ 四季調査を実施した時期の枚方市東部清掃工場と甘南備園焼却施設の稼働状況について事業者を確認したところ、四季調査では、それぞれの7日間、枚方市東部清掃工場及び甘南備園焼却施設が通常稼働である状況で調査を実施したとのことであった。
- ・ 一般環境大気調査地点A5において現地調査を実施した際の隣接した事業所の稼働状況について事業者を確認したところ、基本的には事業所が稼働している状況で測定を行っているとのことであった。
- ・ ごみ収集車及び工事用車両等の主要な走行ルートに沿道大気環境の状況を把握するため、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について、搬入路沿道（国道307号沿道）において住居の用に供されている物件の近傍2地点で四季調査（各季1週間）している。

（気象）

- ・ 既存資料調査として、対象事業実施区域の北約3kmに位置する京田辺地域気象観測所（京田辺市薪西浜）の気象概況データを収集している。
- ・ 現地調査として、対象事業実施区域周辺における気象特性の状況（地上気象

及び高層気象)を把握するため、対象事業実施区域で地上気象の風向、風速、日射量、放射収支量、気温、湿度を1年間、高層気象の風向、風速、気温を四季調査(各季1週間)している。また、一般環境大気質調査地点4箇所及び簡易測定調査地点のうち3箇所においては風向、風速を、四季調査(各季1週間)している。

- ・ ゴミ収集車及び工事用車両等の主要な走行ルートに沿道気象の状況を把握するため、風向、風速について、搬入路沿道(国道307号沿道)2地点で四季調査(各季1週間)している。
- ・ 風速データとあわせて大気安定度出現頻度及び、その特徴について事業者を確認したところ、全体的に大気安定度Dの割合が多く全体の35.9%を占めていた。次いで安定度Gが26.3%、安定度A、A-B、Bが合わせて28.9%となっており、弱い風速で安定度A-B、Gがみられ、風速が強くなるにつれて中立側(D)となる傾向だったとのことであった。

(交通量)

- ・ ゴミ収集車及び工事用車両等の主要な走行ルートの状況を把握するため、交通量について、搬入路沿道(国道307号沿道)2地点で平日及び休日の計2日間(各24時間)、車種別の交通量の調査を実施している。

③ 予測方法及び結果

ア 造成等の工事による影響

(予測方法)

- ・ 工事区域内の裸地面からの粉じんによる影響について、対象事業実施区域における通年の地上気象調査結果から、風速5.5m/秒以上の風の出現回数を求めることにより、粉じんが対象事業実施区域周辺に飛散する可能性のある気象条件の年間出現頻度の予測を行っている。
- ・ 予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期としている。
- ・ 工事の実施による環境影響が最大となる具体的な時期について事業者を確認したところ、粉じんの飛散が最大となる切土・盛土工事の時期と考えており、現時点では工事開始後5~20ヶ月目で計画していることから、その期間で影響が最大となると想定しているとのことであった。
- ・ 通年の地上気象調査を行った年が異常年であったか否かを事業者を確認したところ、京田辺地域気象観測所の風向・風速データを用いて、過去10年間のデータとの異常年検定を行い、異常年ではないことを確認したとのことであった。

(予測結果)

- ・ 造成等の工事に伴う粉じんが飛散すると考えられるビューフォート風力階級で風力階級4以上（風速5.5m/秒以上）の時間数は年間11時間で出現頻度は0.1%、日数は年間4日で出現頻度は1.1%であり、影響の程度は小さいとしている。

風速5.5m/秒以上が出現した時間及び日数（対象事業実施区域）

予測時期	風速5.5m/秒以上が出現した時間数		風速5.5m/秒以上が出現した日数	
	時間数（時間）	出現頻度（%）	日数（日）	出現頻度（%）
春季	0	0.0	0	0.0
夏季	7	0.3	3	3.3
秋季	4	0.2	1	1.1
冬季	0	0.0	0	0.0
年間	11	0.1	4	1.1

（準備書より抜粋）

イ 工事中の建設機械の稼働

(予測方法)

- ・ 建設機械の稼働に伴う排出ガスについて、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の長期平均濃度（年平均値）を予測している。
- ・ 予測地点は、予測時期における工事内容を踏まえ最大付加濃度出現地点が含まれると想定される対象事業実施区域周辺の概ね1km四方の範囲としている。
- ・ 予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期として、工事開始後6～17ヶ月目としている。
- ・ 年平均値は「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算により算出している。
- ・ 建設機械からの窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量については、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示される方法により設定している。
- ・ 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度は、通年の大気質現地調査結果による年平均値を設定している。
- ・ 風向・風速は対象事業実施区域における1年間の地上気象調査結果を排出源の高さに補正し用いている。

(予測結果)

- ・ 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の最大着地濃度は0.0039ppm、寄与率は

32.8%としている。

- ・ 浮遊粒子状物質の最大着地濃度は0.0006mg/m³、寄与率は3.4%であり、環境影響の程度が小さいとしている。
- ・ 二酸化窒素の寄与率が32.8%と高いことから、事業者を確認したところ、予測対象とした工事影響が最大となる時期の建設機械の稼働条件として、窒素酸化物排出量の比較的多い機種であるブルドーザの影響が大きかったものと考えられるとのことであった。
- ・ 最大着地濃度地点における建設機械稼働時の環境濃度は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.027ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.040mg/m³であり、環境保全目標値以下となっている。

ウ 工事用車両の運行

(予測方法)

- ・ 工事用車両の運行に伴う排出ガスについて、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値を予測している。
- ・ 予測地点は、沿道大気質現地調査地点と同様の2地点において地上1.5mとしている。
- ・ 予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期として、大気質への影響が大きい大型車両の年間台数が最も多くなる工事開始後32~43ヶ月目としている。
- ・ 年平均値は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算して算出している。
- ・ 煙源は車道部の中央に予測断面を中心に前後合わせて400mの区間に配置し、煙源の間隔は、予測断面の前後20mの区間で2m間隔、その両側それぞれ180mの区間で10m間隔とし、排出源の高さは、路面+1mとしている。
- ・ 走行速度は、対象道路の規制速度（50km/時）としている。
- ・ 窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出係数は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」及び「国土技術政策総合研究所資料第671号 道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成22年度版）」（平成24年2月 国土交通省国土技術政策総合研究所）に基づき設定している。
- ・ 事業実施区域への走行ルートの高差による排出係数の補正の必要性について事業者を確認したところ、大阪府側の予測地点については、勾配の少ない平坦な道路となっており、京都府側の予測地点については、なだらかな勾配はあるが、直線的な道路であり、現地調査でも定常的な走行状態であることを確認

しているため、道路勾配の補正の必要性はないと考え、準備書には道路勾配を見込まない予測方法としているとのことであった。

- ・ 風向及び風速は、対象事業実施区域における1年間の地上気象調査結果を高さ補正し用いている。
- ・ バックグラウンド濃度は、現地調査結果における一般環境大気質調査地点5地点のそれぞれの年平均値を全地点平均して設定している。

(予測結果)

- ・ 予測地点における二酸化窒素の最大値は**0.000030ppm**で寄与率は**0.28%**、浮遊粒子状物質の最大濃度は、**0.000002mg/m³**で寄与率は**0.01%**であり、環境影響の程度が小さいとしている。
- ・ 工事用車両の運行に伴う予測対象時期の環境濃度は、二酸化窒素濃度の日平均値の年間**98%**値が**0.024ppm**、浮遊粒子状物質濃度の日平均値の**2%**除外値が**0.060mg/m³**であり、環境保全目標値以下となっている。

エ 供用時の施設の稼働

(大気汚染物質の排出濃度)

- ・ 煙突からの大気汚染物質について、煙源条件は資料 2-1 の通りとしている。なお、排出ガス量、排出ガス温度及び排出ガス最大吐出速度については、プラントメーカーへのアンケート結果を基に設定し、排出濃度は枚方市東部清掃工場の自主基準値と同等若しくは厳しい値として設定した計画目標値としている。
- ・ 排出ガス処理の具体的な方法について事業者を確認したところ、燃焼管理と排出ガスの温度管理等によるダイオキシン類発生抑制、硫黄酸化物及び塩化水素の有害ガス除去設備による吸着除去、燃焼管理による窒素酸化物発生抑制及び触媒脱硝設備による分解除去を計画しているとのことであった。
- ・ 方法書の知事意見で、新施設における排出ガス処理の方法について記載されていないため、水銀の処理方法も含め、煙突排出ガスの計画目標値を遵守するために必要な設備を検討し、その内容を準備書に記載するよう求めていたことを事業者を確認したところ、本事業は、**DBO** 方式で整備することから、現時点では決定していないとのことであった。

【資料 2-1 煙源条件】

項目		諸元
煙突高さ		100m
排出ガス量 (1炉あたり)	湿りガス量	73,000m ³ _N /時
	乾きガス量	64,000m ³ _N /時 (O ₂ 濃度 12.7%)
排出ガス温度		180℃
排出ガス吐出速度 (最大)		25.5m/秒
排出濃度 (O ₂ 濃度 12% 換算値)	硫黄酸化物	10ppm
	窒素酸化物	20ppm
	ばいじん	0.01g/m ³ _N
	ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/m ³
	水銀	30μg/m ³ _N
塩化水素		10ppm

(準備書より抜粋)

(年平均値の予測方法)

- ・ 予測項目は、基準値や指針値等と比較するため、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀については長期平均濃度（年平均値）としている。
- ・ 予測地域は、対象事業実施区域を中心とした4kmの範囲とし、予測地点は最大着地濃度地点及び一般環境大気質の調査地点としている。
- ・ 予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期としている。
- ・ 年平均値は「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルを用いて算出している。
- ・ 有効煙突高は、有風時はCONCAWE（コンケイウ）式を、無風時はBriggs（ブリッグス）式を用いて求めた値としている。
- ・ 気象条件は、対象事業実施区域における1年間の地上気象調査結果を用いて設定している。上空風の推定にあたっては、上層気象観測結果も参考とし、風向は、対象事業実施区域における1年間の地上気象調査結果に基づく風向を用いている。また、風速は、べき乗則による補正式により求めた風速を用いている。
- ・ バックグラウンド濃度は、大気質現地調査結果における一般環境大気質調査地点5地点のうち、住居地等近傍4地点それぞれの年平均値を設定している。また、最大着地濃度地点のバックグラウンド濃度は、一般環境大気質調査地点5地点の年平均値の最大値を設定している。

(1時間値の予測方法)

- ・ 短期平均濃度（1時間値）の予測項目は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とし、塩化水素は短期高濃度（1時間値）としている。
- ・ 予測範囲は、煙突より風下方向に6kmの範囲としている。

- ・ 予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期としている。
- ・ 窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算を行っている。
- ・ 気象条件の設定方法は資料 2-2 によるとしている。

【資料 2-2 1 時間値予測の気象条件の設定方法】

気象条件	設定方法
一般的な気象条件時	風速と大気安定度の組合せのうち、比較的高濃度が生じやすい気象条件を設定した。
上層逆転層出現時	下層逆転がなく、上層に逆転層が存在し、逆転層が「ふた」の役割をして排出ガスを閉じ込める状態になる場合の気象条件を高層気象観測結果も踏まえ設定した。
ダウンウォッシュ時	比較的風が強いとき、煙突背後に生ずる渦が排出ガスを巻き込む場合の条件を設定した。
接地逆転層崩壊時	夜間の地面からの放射冷却によって接地逆転層が形成された場合、日の出から日中にかけて崩壊していく過程で、逆転層内に排出された排出ガスが地表面近くの不安定層内にとりこまれ、急激な混合（フェミゲーション）が生じて高濃度が生じる可能性がある。このような逆転層の崩壊に伴う気象条件を設定した。

（準備書より抜粋）

- ・ バックグラウンド濃度は、現地調査結果における一般環境大気質調査地点 5 地点の 1 時間値を用い、測定値の最大値を設定し、二酸化硫黄 0.072ppm、二酸化窒素 0.051ppm、浮遊粒子状物質 0.113mg/m³、塩化水素 0.001ppm とした。塩化水素については、4 季の現地調査結果の測定値がすべて 0.001ppm 未満であったため、0.001ppm と設定している。

（年平均値の予測結果）

- ・ 施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる最大着地濃度は二酸化硫黄が 0.000025ppm で寄与率は 1.2%、二酸化窒素が 0.000014ppm で寄与率は 0.2%、浮遊粒子状物が 0.000025mg/m³ で寄与率は 0.1%、ダイオキシン類が 0.000125pg-TEQ/m³ で寄与率は 0.8%、水銀が 0.000075 μg/m³ で寄与率は 1.6% であり、環境影響の程度が小さいとしている。
- ・ 最大着地濃度地点における将来の環境濃度は、二酸化硫黄濃度の日平均値の 2% 除外値が 0.006ppm、二酸化窒素濃度の日平均値の年間 98% 値が 0.022ppm、浮遊粒子状物質濃度の日平均値の 2% 除外値が 0.055mg/m³、ダイオキシン類濃度の年平均値が 0.015125pg-TEQ/m³、水銀濃度の年平均値が 0.004675 μg/m³ であり、環境保全目標値以下となっている。
- ・ なお、長期的評価の環境保全目標値は資料 2-3 の通りとしている。

【資料 2-3 環境保全目標値（長期的評価）】

大気汚染物質	環境保全目標値
二酸化硫黄	日平均値が0.04ppm以下であること。 (環境基準値)
二酸化窒素	日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (環境基準値)
浮遊粒子状物質	日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること。 (環境基準値)
ダイオキシン類	年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。 (環境基準値)
水銀	年平均値が、0.04μg/m ³ 以下であること。 (指針値)

(準備書より抜粋)

- 参考として地形影響を考慮した3次元移流拡散モデルによる濃度予測も実施しており、最大着地濃度はいずれの項目についてもさらに小さな値になっている。

(1時間値の予測結果)

- 煙突排出ガスによる寄与程度は、最大となる接地逆転層崩壊時において、二酸化硫黄 0.00179ppm、二酸化窒素 0.00088ppm、浮遊粒子状物質 0.00179mg/m³、塩化水素 0.00179ppmであり、環境影響の程度が小さいとしている。
- 最大着地濃度地点における将来の環境濃度の最大値は、二酸化硫黄濃度は 0.07379ppm、二酸化窒素濃度は 0.05188ppm、浮遊粒子状物質濃度は 0.11479mg/m³、塩化水素濃度は 0.00279ppmであり、環境保全目標値以下となっている。
- なお、短期的評価の環境保全目標値は資料 2-4 の通りとしている。

【資料 2-4 環境保全目標値（短期的評価）】

大気汚染物質	環境保全目標値
二酸化硫黄	1時間値が0.1ppm以下であること。 (環境基準値)
二酸化窒素	1時間値として0.1～0.2ppm以下であること。 (中央公害対策審議会（昭和53年3月22日答申）において、環境大気中の二酸化窒素濃度の短期暴露の指針として示された値)
浮遊粒子状物質	1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (環境基準値)
塩化水素	1時間値が0.02ppm以下であること。 (「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年 環境大136号)の環境庁大気保全局長通達による塩化水素の排出基準設定の根拠となった目標環境濃度)

(準備書より抜粋)

オ 供用時の施設利用車両の運行

(予測方法)

- ・ 供用時における施設利用車両の運行に伴う排出ガスについて二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の平均値を予測している。
- ・ 予測地点は、沿道大気質や交通量の現地調査地点と同様の2地点としている。
- ・ 予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期としている。
- ・ 年平均値は「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより算出している。
- ・ 窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出係数は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」及び「国土技術政策総合研究所資料第671号 道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成22年度版）」（平成24年2月 国土交通省国土技術政策総合研究所）に基づき、大型車、小型車それぞれに設定している。
- ・ 気象条件は、対象事業実施区域における1年間の地上気象調査結果を用いて設定している。
- ・ バックグラウンド濃度は、現地調査結果における一般環境大気質調査地点5地点のそれぞれの年平均値を全地点平均して設定している。
- ・ 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、「国土技術政策総合研究所資料第714号 道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に基づく変換式を用いたとしている。

(予測結果)

- ・ 二酸化窒素濃度の年平均値の最大値は0.000053ppmで寄与率は0.57%、浮遊粒子状物質濃度の年平均値の最大値は0.000003mg/m³で寄与率は0.02%であり、環境影響の程度が小さいとしている。
- ・ 予測地点における将来の環境濃度は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.023ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.060mg/m³であり、環境保全目標値以下となっている。

④ 環境保全措置及び評価

環境影響の区分ごとに、以下の環境保全措置を行うとしている。

ア 造成等の工事

- ・ 粉じんの飛散を防止するために、必要に応じて敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置し、適宜散水を行い、造成法面を緑化し裸地面積を減少させる。

- ・ 場内に掘削土等を仮置きする場合は、必要に応じてシート等で養生する。
- ・ 残土の運搬を行う場合は、必要に応じてシートで被覆を行い、適宜、洗車及び清掃等を励行する。

イ 建設機械の稼働

- ・ 建設機械は、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用する。
- ・ 建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法等により施工する。
- ・ 建設機械のオペレーターに対して不要なアイドリング等をしないよう指導するとともに整備、点検を徹底し、排出ガス性能の低下を防止する。

ウ 工事中の工事用車両の運行

- ・ 工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。
- ・ 工事用車両のエコドライブの指導を徹底するとともに、整備、点検を徹底し、排出ガス性能の低下を防止する。

エ 施設の供用

- ・ 煙突排出ガスには関係法令による排出基準より厳しい自主基準値を遵守する。
- ・ ダイオキシン類は燃料管理と排出ガスの温度管理による発生抑制とバグフィルタ等による排出抑制を行う。
- ・ ばいじんは、バグフィルタによって捕集する。
- ・ 硫黄酸化物及び塩化水素は、有害ガス除去設備によって吸着除去する。
- ・ 窒素酸化物は、燃焼管理による発生抑制と触媒脱硝設備によって分解除去する。

オ ごみ収集車等（施設利用車両）の走行

- ・ 施設利用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう計画的な運行管理を行う。
- ・ 施設利用車両のエコドライブの指導を徹底するとともに、整備、点検を徹底し、排出ガス性能の低下を防止する。

- ・ 環境影響評価時点では施設からの排出ガス処理方法が決定していないことから、具体的な事業計画決定時には、最新の処理技術導入について検討し、大気汚染物質排出量の更なる削減を図る必要があると考える。

3 水質

(1) 主な住民意見等

① 住民意見

- ・ 当該施設からの排水が適切に処理され公共水域に放流されるとあるが、そのことが何も担保されない状況では、準備書に記載のような「排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であることから選定せず、下水道放流を行う計画であることから選定しない。」ことにはならない。当該施設や排水を処理する下水道処理場は、生活に欠くことのできない施設である一方、汚物汚水を扱う施設であることからより慎重に計画すべきであり、かつ公共施設であることから、民間施設の規範となるような十分な環境影響評価とその対策を実施すべきである。

② 枚方市長意見

- ・ 特になし。

(2) 検討結果

① 環境影響要因及び環境影響評価項目

- ・ 現況地形の整地に際して造成工事を実施するため、一時的に出現する裸地面からの濁水が降雨時に事業実施区域外に流出する可能性があることから、その影響を検討するため、造成等の工事による一時的な影響として、水の濁り（浮遊物質(SS))を環境影響評価項目に選定している。
- ・ 本事業では、供用時の生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画であることから、供用時の環境影響評価項目として水質汚濁を選定していない。
- ・ また、地下への浸透防止対策により、地下浸透しないことから、底質汚染及び地下水の水質については環境影響評価項目に選定していない。

なお、具体的な地下への浸透防止対策について事業者を確認したところ、一般廃棄物処理施設は水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設に該当するため、法の構造等に関する基準を順守するとのことであった。

- ・ 本事業では通常時に地下水の揚水を行わないこと、周辺での井戸等の利用がないこと、地下構造物としてごみピットを設置するが地下水流動を分断するような長大構造物ではないことから、地下水の水位については環境影響評価項目に選定していない。

なお、地下水流動を分断する長大構造物ではないことに関する具体的な判断

根拠について事業者を確認したところ、平地部の地下水の流れを分断するような道路トンネル事業などでは無いことから、このような表現としたとのことであった。

- ・ 以上のことから、環境影響評価項目の選定は特に問題ないと考える。

② 現況調査

- ・ 既存資料調査として、国土交通省データベースから木津川の流量、京田辺市及び枚方市が調査した調査地域周辺の水質調査結果（既存資料の最新年度）を収集整理している。また、現地調査として、①降雨時の濁水調査（工事中の仮設沈砂池などからの排水を放流する地点）、②土壌沈降試験（造成時の工事に伴い裸地面が出現する対象事業実施区域内）を実施している。
- ・ 既存資料調査結果によると、木津川の調査地域に最も近い水位観測所である飯岡水位観測所（京田辺市飯岡久保田）において、最も流量が多いのは10月、最も少ないのは3月であった。
- ・ 対象事業実施区域周辺の浮遊物質（SS）は、いずれも環境基準をみたしている。
- ・ 現地調査結果によると裸地面からの濁水発生が考えられるやや強い降雨時の水質汚濁物質の濃度等を測定した結果、浮遊物質（SS）の最大値は、降雨量が20mm/時の際に64mg/Lであったとしている。工事中の裸地面から生じる水の濁りについて予測するため、対象事業実施区域内の土壌を採取して沈降試験を行った結果、浮遊物質の残留率は2分で1.35%、1日で0.25%であったとしている。

③ 予測方法及び結果

ア 工事の実施

- ・ 予測の前提となる事業計画として次のことを行うとしている。
工事中における雨水などによる濁水を防止するため、沈砂設備を設置して、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流することとしている。

（予測方法）

- ・ 雨水の排水による水の濁りについて、浮遊物質（SS）を予測している。
- ・ 予測地点は、沈砂設備出口及び沈砂設備からの排水を放流する地点としている。
- ・ 予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期として、工事

期間中において出現する裸地の面積が最大となる時期としている。

- ・ 工事の実施による環境影響が最大となる具体的な時期について事業者を確認したところ、「工事期間中において出現する裸地の面積が最大となる時期とした。」としているが、現時点で切土・盛土工事は工事開始後5～20ヶ月目で計画しており、その間の期間で裸地の面積が最大となると想定しているとのことであった。
- ・ 工事中の雨水排水に伴う濁水は、裸地面積、降水量等をもとに濁水発生量を算出した上で、仮設の沈砂池等による土粒子の沈降効果について、沈降理論式を用いて濁水の滞留時間を算出し、対象事業実施区域内の表土を用いた沈降試験結果を参考に予測している。

(予測結果)

- ・ 激しい雨の時(降雨量30mm/時)の浮遊物質量(SS)は50mg/Lとなり、現地調査における29.9mm/時の降雨の浮遊物質量(SS)である47mg/Lと比較して上昇量はわずかであるとしている。一方、過去10年間の時間降雨量最大時(78mm/時)のSS流出濃度は74mg/Lと予測している。また、豪雨時の水質予測として、120mm/時の降雨を想定した水質予測を実施し降雨強度(120mm/時)における沈砂設備出口の浮遊物質量(SS)は83mg/Lとなっており、京都府の「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」で定められている、木津川流域に放流する特定施設の浮遊物質量(SS)の排出基準(最大で90mg/L)を満足するとしている。
- ・ 環境保全目標値として京都府の水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例の浮遊物質量(SS)の値を準用して日平均値70mg/L、最大値90mg/Lとし、予測結果が目標値を満足していると評価している。

イ 施設の存在及び供用

(排水)

- ・ 生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。このうちプラント排水は、排除下水量を削減するために排水処理設備で適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する計画としている。(資料3-1)
- ・ プラント排水の排水量の割合または量について事業者を確認したところ、本事業についてはDBO事業者の提案によるため、現時点で循環利用と下水道放流の排水量の割合または量について、明確にはできないが、可能な限り循環利用を進めていくとのことであった。
- ・ なお、生活排水及びプラント排水を下水道へ放流する際の水質は、京田辺市

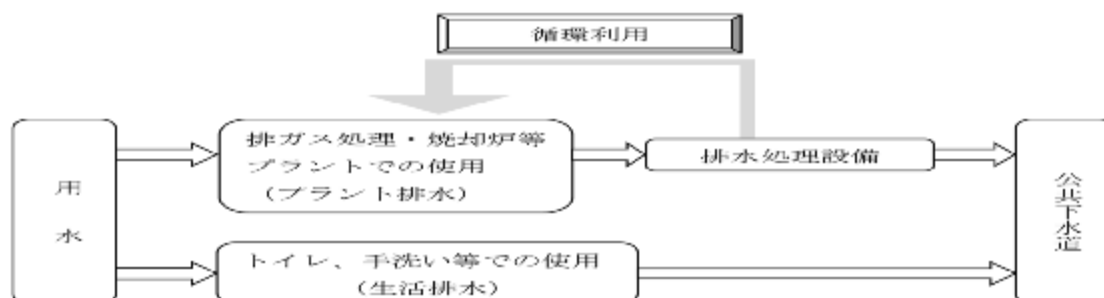
公共下水道条例（昭和 60 年京田辺市条例第 18 号）において定められている排除下水量別の排除基準のうち、排除下水量の最も多い区分に適用される基準に適合するようにしている。（資料 3-2）

- ・ 排水処理設備については、処理方法が決定していないことから、汚泥の発生抑制も含めた最新設備の導入などを検討することが必要と考える。

④ 環境保全措置及び評価

- ・ 堆積容量を確保するために、必要に応じて沈砂設備の堆砂を除去する。
 - ・ 造成法面を緑化し、表土流出による濁水の発生を抑制する。
 - ・ 台風や集中豪雨等が予測される場合には、適切に沈砂設備に集水できるような対応を講じる。
 - ・ 集中豪雨等が予測される場合の具体的な対応について事業者を確認したところ、台風や集中豪雨などが予想される場合は、事前に沈砂設備に堆積した土砂の除去などを行うとのことであった。
 - ・ また、モニタリングの実施について事業者を確認したところ、造成工事の実施設計を進める上で、降雨時の影響が懸念される場合は必要に応じて検討するとのことであった。
 - ・ 工事中の排水のうち、掘削時の排水については、雨水以外に工事排水や地下水の発生が考えられるが、対策を講じる必要がないか事業者を確認したところ、沈砂池により処理するとのことであった。
- ・ 工事中の排水については、環境保全目標値を満足するよう管理目標値となる指標を設定したうえで適切なモニタリングを実施するとともに、台風や集中豪雨が予想される場合には工事の中断や中止を行い適切な養生を行うなど、可能な限り濁水の流出抑制に努める必要があると考える。なお、大阪府域への工事中排水の排出はない。

【資料3-1 下水道放流のイメージ】



（準備書より抜粋）

【資料 3-2 環境保全目標(水質)】

項目	計画目標値
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
シアン化合物	0.5mg/L 以下
有機燐化合物	0.5mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.25mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
フェノール類	1 mg/L 以下
銅及びその化合物	3 mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下
鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2 mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
温度	45°C未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	600mg/L 未満
浮遊物質	600mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
鉱油類含有量	5mg/L 以下
動植物油脂類含有量	30mg/L 以下
窒素含有量	240mg/L 未満
磷含有量	32mg/L 未満
よう素消費量	220mg/L 未満
ニッケル化合物	2 mg/L 以下
化学的酸素要求量	600mg/L 未満

(準備書より抜粋)

4 騒音、振動、低周波音

(1) 主な住民意見等

① 住民意見

- ・ 特になし。

② 枚方市長意見

- ・ 工事用車両等の運行に伴う騒音により、地域住民の日常生活に支障が生じないよう、取り組むこと。

(2) 検討結果

① 環境影響要因及び環境影響評価項目

- ・ 施設の稼働に伴う騒音、振動及び低周波音を環境影響評価項目に選定している。
- ・ 施設利用車両の運行、施設の建設工事、工事用車両の走行に伴う騒音、振動を環境影響評価項目として選定している。
- ・ 環境影響評価項目の選定については、特に問題ないと考える。

② 現況調査

(環境騒音)

- ・ 既存資料調査として、環境騒音モニタリング調査等を収集している。
- ・ 現地調査として「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に規定する日本産業規格 Z8731「環境騒音の表示・測定方法」による測定を行っている。
- ・ 調査地点は、対象事業実施区域内として、平日及び休日の計2日間（各24時間）行っている。
- ・ 調査結果によると、騒音については参考値とした環境基準を昼夜ともに満足していた。なお、調査地点には環境基準の類型指定がされていないため、主として住居の用に供される地域であるB類型の環境基準を参考としている。

(道路交通騒音)

- ・ 調査地点は、工事用車両や施設利用車両が通過する搬入路沿道（国道307号沿道）2地点（京田辺市、枚方市）としている。
- ・ 調査時期、測定方法は環境騒音と同じである。

- ・ 調査結果によると、道路交通騒音は京田辺市では平日及び休日の昼夜で、枚方市では平日及び休日の夜間環境基準を超過していた。なお、京田辺市は行政による平成 26 年度の測定結果において昼夜とも環境基準を達成していないことが既存資料調査により判明している地点である。

(環境振動)

- ・ 調査地点、調査時期は環境騒音と同じである。
- ・ 調査方法は「振動に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に規定する日本産業規格 Z8731「振動レベルの測定方法」による測定方法としている。

(沿道環境振動)

- ・ 調査地点、調査時期は道路交通騒音と同じである。
- ・ 調査方法は環境振動と同じである。
- ・ 調査結果によると、調査地点の振動レベル(L10)は、振動規制法に基づく道路交通振動の住居区域に適用される要請限度を昼夜ともに下回っていた。

(低周波音)

- ・ 調査地点、調査時期は環境騒音と同じである。
- ・ 調査方法は「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月、環境庁)に規定する方法としている。
- ・ 調査結果によると、調査地点の低周波音(L_{G5}、L₅₀)は、参考値を下回っていた。なお、低周波音については国が実施する環境保全に関する施策による基準又は目標は示されていないが、ISO7196 に規定された G 特性低周波音圧レベル(L_{G5}で 100dB)及び環境庁の一般環境中の低周波音の測定結果及び被験者暴露実験等の調査結果より一般環境中に存在する低周波音圧レベル(L₅₀で 90dB)を参考値としている。

③ 予測及び予測結果の評価

ア 工事中の建設機械の稼働

(騒音の予測方法)

- ・ 対象事業実施区域の周辺 100mにおける建設機械の稼働による建設作業騒音レベルを予測している。
- ・ 予測対象期間は、工事の種類や使用建設機械の種類、台数等を考慮のうえ、周辺環境への影響が大きくなると想定される時期として工事開始 27 ヶ月目と

している。

- ・ 予測方法は、「建設工事騒音の予測モデル ASJ CN-Model 2007」の機械別予測方法に基づき、複数の建設機械が稼働する条件における騒音レベルを算出している。
- ・ 建設機械の音響パワーレベルは既存資料等をもとに表 4-1 のとおり設定している。

【表 4-1 建設機械の稼働による騒音予測の音源条件】

建設機械	稼働台数 (台)	音響パワーレベル (dB)
①バックホウ (0.25～1.2m ³)	6	106
②杭打機	3	108
③クラムシエル (1.0m ³)	1	107
④ラフタークレーン (25～60t)	3	108
⑤クローラークレーン (80～150t)	2	107

(準備書より抜粋)

(騒音の予測結果)

- ・ 予測の結果、建設機械の稼働による騒音レベルの最大値は焼却施設の北側で 79dB であり、特定建設作業における騒音の規制基準である 85dB を下回ると予測している。

(振動の予測方法)

- ・ 事業計画より建設機械の稼働条件を設定し、各建設機械の振動レベルを用いて振動の伝搬理論式により予測地域における振動レベルを算出している。
- ・ 建設機械の振動レベルは、既存資料等をもとに表 4-2 のとおり設定している。

【表 4-2 建設機械の稼働による振動予測の振動条件】

施設	建設機械	稼働台数 (台)	振動レベル (dB)
焼却施設	①バックホウ (0.25～1.2m ³)	6	74
	②杭打機	3	74
	③クラムシエル (1.0m ³)	1	74
	④ラフタークレーン (25～60t)	3	66
	⑤クローラークレーン (80～150t)	2	66

(準備書より抜粋)

(振動の予測結果)

- ・ 建設機械の稼働による振動レベルの最大値は焼却施設の南側で **57dB** であり、特定建設作業における振動の規制基準である **75dB** を下回るものと予測している。

(騒音及び振動の予測の評価)

- ・ 騒音及び振動についてはいずれも敷地境界において規制基準を下回っており、低騒音型の建設機械の採用に努め、騒音や振動が発生する工事が同時期に集中しないよう工程や工法に配慮するなどの環境保全措置を実施するとしており、建設機械の稼働に伴う騒音及び振動による環境影響は可能な限り低減されていると考える。

イ 工事中の工事用車両の運行

(騒音の予測方法)

- ・ 予測地点は、現地調査を行った施設利用車両の運行ルート沿道の2地点の地上 **1.2m**としている。
- ・ 予測対象時期は、工事用車両の走行台数が最大となる時期として工事開始後 **32** ヶ月目としている。
- ・ 予測方法は、「道路交通騒音予測モデル **ASJ RTN-Model 2013**」に基づき、工事用車両による騒音レベルの増加量を算出することにより行っている。
- ・ 予測に用いる交通量は現地調査結果に基づく平日の交通量に工事用車両を加えて設定している。
- ・ 予測に用いる工事用車両の台数が大気質の予測に用いる台数と異なることについて事業者を確認したところ、大気質では工事用車両の走行による影響が最大となる時期（工事開始後 **32～43** ヶ月目）の工事用車両の日台数（**24** 時間）を予測に用い、騒音では、工事用車両の走行による影響が最大となる時期（工事開始後 **32** ヶ月目）の工事用車両の **16** 時間（騒音の昼間の環境基準に対応する **6～22** 時）の合計台数を予測に用いているため、台数が異なるとのことであつた。
- ・ 車両の走行速度は対象道路の規制速度である **50km/時**とし、音源は、車道の中央に仮想的な車線を配置し、高さ **0m**としている。

(騒音の予測結果及び評価)

- ・ 工事用車両による道路交通騒音の予測騒音レベルは京田辺市では **72.3dB**、枚方市では **70.4dB** と幹線道路近接空間に係る環境基準である **70dB** を超過して

いるが、現況の騒音レベルからの増加量は京田辺市で **0.3dB**、枚方市で **0.4dB** と **1dB** 未満であると予測している。

- ・ 工事用車両等の走行ルートにおいて騒音が環境基準を超えている地点があることから、事業の実施にあたっては後述の環境保全措置を確実に実施し、工事用車両の走行による騒音の影響を最小限にとどめる必要があると考える。

(振動の予測方法)

- ・ 予測地点は、騒音と同じ地点の敷地境界上とし、予測対象時期は、騒音と同じとしている。
- ・ 予測方法は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」の手法に基づき、工事用車両による騒音レベルの増加量を算出することにより行っている。
- ・ 算出に用いる予測式は建設省土木研究所の提案式を用いており、交通量及び車両の走行速度は騒音と同じである。
- ・ 振動源は予測地点に最も近い車線の中央に配置している。

(振動の予測結果及び評価)

- ・ 工事用車両による騒音レベルは最大で **51.5dB** であり、振動規制法に基づく道路交通振動の住居区域に適用される要請限度を参考とした基準値である **65dB** を下回るものと予測している。

ウ 供用時の施設の稼働

(騒音の予測方法)

- ・ 予測地域は、対象事業実施区域の敷地境界及び敷地境界の周辺 **100m** としている。
- ・ 予測対象時期は、供用時において施設の稼働が定常となる時期としている。
- ・ 予測方法は、「環境アセスメントの技術」に基づき、建物内での騒音伝搬式、屋外での騒音伝搬式により予測地点における騒音レベルを算出することにより行っている。
- ・ 騒音の予測における発生源の音源条件は表 4-3 のとおりとしており、現時点で最も騒音が大きくなると想定される配置を設定したうえで、**24 時間**すべての設備機器が同時稼働する状態として予測している。

【表 4-3 施設の稼働による騒音予測の音源条件】

番号	主要機器名	発生源単位 (dB)	台数 (台)	設置場所	
		騒音 (機側 1 m)		階数	場所
1	蒸気タービン発電機	93	1	1階	蒸気タービン発電機室
2	炉駆動用油圧装置	90	1		炉駆動用油圧装置室
3	誘引送風機	109	1		誘引送風機室
4	可燃性粗大ごみ処理装置	100	1		プラットホーム
5	焼却残渣クレーン	94	1	2階	焼却残渣ビット
6	機器冷却水供給ポンプ	82	2		ボイラ補機スペース
7	ボイラ給水ポンプ	95	2		
8	脱気器給水ポンプ	85	2		
9	計装用空気圧縮機	68	2		空気圧縮機室
10	雑用空気圧縮機	67	2		
11	脱臭送風機	108	1	3階	脱臭装置室
12	押込送風機	98	1		送風機室
13	二次送風機	100	1		
14	薬剤供給ブロワ	80	2		薬剤供給ブロワ室
15	蒸気復水器	104	1	4階	蒸気復水器室
16	ごみクレーン	100	2	6階	ごみビット上部
17	機器冷却水冷却塔	72	1		機器冷却水冷却塔

(準備書より抜粋)

- ・ 建物の壁面部材の吸音率や壁の透過損失の設定方法について事業者を確認したところ、「建築の音環境設計 (新訂版)」や「騒音制御工学ハンドブック」、「建築設計資料作成 I 環境」を参考に資材ごとに吸音率や透過損失を設定しているとのことであった。

(騒音の予測結果及び評価)

- ・ 敷地境界における騒音レベルの最大値は、焼却施設の南側において **54dB** であり、規制基準値 (昼間 **70dB**、早朝・夕方 **60dB**、夜間 **55dB**) を下回るものと予測している。

(振動の予測方法)

- ・ 予測地域、予測対象時期は、騒音と同じである。
- ・ 予測方法は、事業計画により設備機器の稼働条件を設定し、各設備機器の振

動レベルを用いて振動の伝搬理論式により設定した予測地域における施設の振動レベルを算出している。

- ・ 算出に用いた伝搬理論式の出典について事業者を確認したところ、「建設作業振動対策マニュアル」（社団法人 日本建設機械化協会、平成6年）に示される伝搬理論式を用いているとのことであり、振動の予測式として一般的なものと考えられる。
- ・ 振動の予測における発生源の振動源条件は表 4-4 のとおりとしており、現時点で最も振動が大きくなると想定される配置を設定したうえで、24 時間すべての設備機器が同時稼働する状態として予測している。

【表 4-4 施設の稼働による振動予測の振動源条件】

区分	番号	主要機器名	発生源単位 (dB)	台数 (台)	設置場所	
			振動 (機側 1m)		階数	場所
焼却施設	1	蒸気タービン発電機	75	1	1階	蒸気タービン発電機室
	3	誘引送風機	86	1		誘引送風機室
	4	可燃性粗大ごみ処理装置	75	1		プラットフォーム
	6	機器冷却水供給ポンプ	60	2	2階	ボイラ補機スペース
	7	ボイラ給水ポンプ	86	2		
	8	脱気器給水ポンプ	60	2		
	9	計装用空気圧縮機	60	2		
	10	雑用空気圧縮機	60	2	3階	空気圧縮機室
	12	押込送風機	85	1		送風機室
	13	二次送風機	85	1		

(準備書より抜粋)

(振動の予測結果及び評価)

- ・ 敷地境界における振動レベルの最大値は、焼却施設の東側で 59dB であり、規制基準値 (昼間 65dB、夜間 60dB) を下回るものと予測されている。

(低周波音の予測方法)

- ・ 予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界としている。
- ・ 予測対象時期は、騒音と同じである。
- ・ 予測方法は、本事業の焼却施設に配置される発生源となる設備の種類、規格、位置等を明らかにし、類似事例の参照及び事業計画に基づく低周波音防止対策の内容を明らかにすることにより行っている。
- ・ 類似施設と本事業との比較は表 4-5 のとおりとしており、類似施設の選定については特に問題ないとする。

【表 4-5 本事業の焼却施設と類似施設の比較】

項目	本事業の焼却施設	類似施設（東部清掃工場）
規模	処理能力：168t/日	処理能力：240t/日
処理方式	焼却方式（ストーカ式）	焼却方式（ストーカ式）
建物構造等	構造：SRC造、S造 供用予定：令和7年度	構造：SRC造、S造 供用年月：平成20年12月

（準備書より抜粋）

（低周波音の予測結果及び評価）

- ・ 類似施設において、G特性音圧レベルはL_{G5}で77～91dB、L₅₀で74～80dBであり、各参考値を下回っていることから本事業においても参考値を下回ると予測している。

エ ごみ収集車等（施設利用車両）の走行

（騒音の予測方法）

- ・ 予測地点は、現地調査を行った施設利用車両の運行ルート沿道の2地点の地上1.2mとしている。
- ・ 予測対象時期は、施設利用車両の走行が定常となる時期としている。
- ・ 予測方法は、「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2013」に基づき、施設利用車両による騒音レベルの増加量を算出することにより行っている。
- ・ 予測に用いる交通量は現地調査結果に基づく平日の交通量に施設利用車両を加えて設定している。なお、施設利用車両は東部清掃工場及び本事業の計画ごみ処理量をもとに台数を計算している。
- ・ 車両の走行速度は対象道路の規制速度である50km/時とし、音源は、車道中央に仮想的な車線を配置し、高さ0mとしている。

（騒音の予測結果及び評価）

- ・ 施設利用車両による道路交通騒音の予測騒音レベルは京田辺市では72.1dB、枚方市では70.4dBと幹線道路近接空間に係る環境基準である70dBを超過しているが、現況の騒音レベルからの増加量は京田辺市で0.1dB、枚方市で0.4dBと1dB未満であると予測している。
- ・ ごみ収集車の走行ルートにおいて騒音が環境基準を超えている地点があることから、事業の実施にあたっては後述の環境保全措置を確実に実施し、事業による騒音の影響を最小限にとどめる必要があると考える。

(振動の予測方法)

- ・ 予測地点は騒音と同じ地点の敷地境界上とし、予測対象時期は騒音と同じとしている。
- ・ 予測方法は、施設利用車両による騒音レベルの増加量を算出することにより行っている。
- ・ 算出に用いる予測式は建設省土木研究所の提案式を用いており、交通量及び車両の走行速度は騒音と同じである。
- ・ 振動源は予測地点に最も近い車線の中央に配置している。

(振動の予測結果及び評価)

- ・ 施設利用車両による騒音レベルは最大で **51.1dB** であり、振動規制法に基づく道路交通振動の住居区域に適用される要請限度を参考とした基準値である **65dB** を下回るものと予測している。
- ・ なお、予測条件に計画している環境保全措置が含まれているかどうかについて事業者を確認したところ、環境保全措置に記載している事項は、予測条件に含まれているとのことであった。

④ 環境保全措置

環境影響の区分ごとに、以下の環境保全措置を行うとしている。

ア 工事中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動

- ・ 騒音及び振動が発生する工事が同時期に集中しないよう、工事工程及び工事工法に配慮する。
- ・ 早朝、夜間及び日曜日・祝日の作業は、原則として行わない。なお、やむを得ず作業を行う場合には、その作業日数及び作業個所を必要最小限に抑え、周辺への騒音、振動の影響を軽減する。
- ・ 対象事業実施区域の周辺に工事用仮囲いを設け周辺への騒音の影響を軽減する。
- ・ 工事に伴う騒音及び振動を出来る限り低減するため、低騒音、低振動となる施工方法を可能な限り選択するとともに低騒音型、低振動型の建設機械の採用に努める。
- ・ 固定型の建設機械は、可能な限り敷地境界から離して配置する。
- ・ 建設機械は始業前点検を励行し適正な管理のもと使用するよう指導を徹底する。

イ 工事中の工事用車両の運行に伴う騒音・振動

- ・ 工事用車両は始業前点検を励行し適正な管理のもと使用するよう指導を徹底する。
- ・ 工事用車両の運行にあたっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うように指導を徹底する。

ウ 施設の稼働に伴う騒音・振動・低周波音

- ・ 送風機や蒸気タービン発電機、可燃性粗大ごみ処理装置等の大きな音や低周波音が発生する機器類は工場棟内部に納め、二重壁や内部壁に吸音材を貼り付ける等の防音対策を施したうえで開口部は極力閉じた状態で稼働する。
- ・ 開口部を必要とする機器類は、低騒音・低振動型を採用し、必要に応じて防音・防振対策を施す。
- ・ 設備機器類は低騒音・低振動型の採用に努め低周波音の発生強度を極力低減する。
- ・ 振動の発生源となる機器類は、強固な基礎上に設置するとともに、必要に応じて防振対策を施す。
- ・ 設備機器の整備、点検を徹底する。
- ・ 低周波音にかかわる苦情が発生した場合には、聞き取りや現場の確認、測定の実施などにより低周波音の発生状況を的確に把握し、適切な対策を検討の上実施する。

エ ごみ収集車等（施設利用車両）の走行に伴う騒音・振動

- ・ ごみ収集車等の施設利用車両は、始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう関係機関に要請する。
- ・ ごみ収集車等の施設利用車両は、適宜、アイドリング・ストップを励行、速度制限の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛などのエコドライブの推進や運行が集中しないよう適切な管理を行い、施設利用車両の走行の分散に努めるよう、関係機関に要請する。
- ・ ごみ収集車等が集中しないような運行管理について事業者を確認したところ、一般交通の多い朝9時までや夕方の施設利用車両の走行は、基本的に考えていないとのことであった。
- ・ 国道307号線と並行して走る「市道枚方藤阪線」に車両を分散させることについての検討経緯について事業者を確認したところ、新施設に近接する枚方市東部清掃工場に搬入している車両は、既に国道307号と市道枚方藤阪線に分散されており、新施設への利用車も同様に分散するとのことであった。

- ・ 工事用車両及びごみ収集車等の走行ルートにおいては、騒音が環境基準を超過している地点があることから、事業の実施にあたっては環境保全措置を確実に実施し、ごみ収集車等による騒音の低減を図る必要があると考える。

5 悪臭

(1) 主な住民意見等

① 住民意見

- ・ 特になし。

② 枚方市長意見

- ・ 特になし。

(2) 検討結果

① 環境影響要因及び環境影響評価項目

- ・ 供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガス中に悪臭原因物が含まれること、施設からの悪臭原因物の漏洩による環境の変化が生じる可能性があることから、施設の稼働を環境影響要因とし、悪臭物質及び臭気指数を環境影響評価項目として選定しており、特に問題ないと考える。

② 現況調査

- ・ 調査地域は、大気質と同様に、対象事業実施区域の中心から約 1.6km の範囲としている。対象事業実施区域の悪臭の状況を把握する場所として対象事業実施区域内 1 地点において特定悪臭物質濃度と臭気指数、調査地域内において住居の用に供されている場所や生活環境上の配慮を要する場所の代表的な地点として、一般環境大気質調査地点と同様の 4 地点の計 5 地点において臭気指数を調査している。
- ・ 現地調査時期は、一般に廃棄物の腐敗等により悪臭が発生しやすいとされる季節（夏季）と比較的少なくなる季節（冬季）とし、雨や強風等の日を避けて調査日を設定している。
- ・ 現地調査結果によると、特定悪臭物質及び臭気指数ともに定量下限値未満であったとしている。

③ 予測方法及び結果

ア 煙突排出ガス

(予測方法)

- ・ 煙突排出ガス中の悪臭物質の拡散による影響及び施設からの漏洩による影響として、臭気指数を予測している。
- ・ 予測地点は、最大着地濃度地点としている。

- ・ 予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期としている。
- ・ 排出ガス諸元、煙突高さ等は、供用時の大気質（煙突排出ガス）の予測と同様に設定している。拡散モデルは、1時間値の予測に用いた拡散モデルと同様とし、気象条件は、1時間値予測時のうち、設定気象条件毎の最大濃度出現時としている。

（予測結果）

- ・ 一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ発生時、接地逆転層崩壊時のすべてのケースで、臭気指数は10未満であったとしている。

イ 施設からの悪臭原因物の漏洩

（予測方法）

- ・ 類似事例の参照及び事業計画に基づく悪臭防止対策の検討に基づき定性的な予測を実施している。

類似施設の調査結果

工場名	処理能力 (t/日)	調査地点	臭気指数 調査結果
墨田	600	敷地境界付近2地点、工場棟近傍1地点	全地点10未満
北	600	敷地境界付近3地点	全地点10未満
港	900	敷地境界付近2地点、工場棟近傍1地点	全地点10未満
中央	600	敷地境界付近2地点、工場棟近傍1地点	全地点10未満
多摩川	300	敷地境界付近3地点	全地点10未満
足立	700	敷地境界付近4地点	全地点10未満
葛飾	500	敷地境界付近3地点	全地点10未満
大田	600	敷地境界付近3地点	全地点10未満
練馬	500	敷地境界付近3地点	全地点10未満
杉並	600	敷地境界付近3地点	全地点10未満

出典：東京二十三区清掃一部事務組合ウェブサイト

（準備書から引用）

（予測結果）

- ・ 今回、悪臭防止のため講じる措置と同様の対策を実施している類似施設の臭気指数の調査結果はすべて10未満であったことから、本事業の施設の稼働による悪臭は、臭気指数で10未満となると予測している。

④ 環境保全措置及び評価

- ・ プラットホームの出入口には、悪臭が外部に漏れないよう自動開閉扉等を設置し、できる限り内部空気の漏洩を防止する。

- ・ ごみピットへのごみ投入口には投入扉を設置し、ごみ収集車のごみピットへごみを投入する時にのみ自動開閉し、プラットホームへの臭気の漏洩を防止する。
 - ・ ごみピットから発生する臭気については、ごみピット内の空気を燃焼用空気として利用してごみピット内を負圧に保ち、臭気が外部に漏れないようにする。
 - ・ 排出ガス中に含まれる悪臭物質については、焼却温度を **850℃** 以上に保ち、悪臭物質を熱分解することにより、排出ガス中の悪臭物質を低減する。
 - ・ 焼却炉全停止中の臭気対策として、活性炭吸着装置等の脱臭装置を設ける。
 - ・ ごみ収集車からの悪臭に対する措置を事業者にお問い合わせしたところ、廃棄物の運搬車両は廃棄物処理法の規定により悪臭が漏洩しにくい構造であるため、項目選定しておらず、施設の稼働に係る悪臭原因物の漏洩についても、主に工場棟からの悪臭の漏洩を想定して予測評価を行っているとのことであった。
- ・ 以上のとおり、環境保全に配慮されており、特に問題ないと考える。

6 土 壤 汚 染

(1) 主な住民意見等

① 住民意見

- ・ 特になし。

② 枚方市長意見

- ・ 特になし。

(2) 検討結果

① 環境影響要因及び環境影響評価項目

- ・ 対象事業実施区域内に土壌汚染があった場合には、工事に伴い周辺への影響が生じる可能性があることから、土壌汚染を環境影響評価項目に選定している。
- ・ 本事業では通常時に地下水の揚水を行わないことから、地盤沈下については環境影響評価項目に選定していない。
- ・ 環境影響評価項目の選定は特に問題ないと考える。

② 現況調査

- ・ 既存資料調査として、対象事業実施区域及びその周辺の地歴の状況を収集整理及び解析している。
- ・ 調査結果によると、対象事業実施区域が過去に改変された記録はなく、土壌汚染の状況としても調査地域周辺におけるダイオキシン類については京田辺市及び枚方市による測定が実施されており、平成 21 年度～平成 30 年度における全 16 地点の調査では、いずれも環境基準を満足していた。また、対象事業実施区域周辺は北東側には京奈和自動車道、西側には現有施設である甘南備園焼却施設等の工場が位置しているが、土壌汚染の発生源となるような施設はみられず、現甘南備園焼却施設については、これまで特定有害物質などが漏洩した事実は確認されていないとしている。

③ 予測方法及び結果

(予測方法)

- ・ 予測地域は、対象事業実施区域及びその周辺としている。
- ・ 予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期（土砂の移動などにより影響が生じる時期）としている。

- ・ 工事の実施による土砂の移動により影響が生じる具体的な時期について事業者を確認したところ、切土工事は工事開始後5～20ヶ月目で計画しており、その間の期間で土砂の移動等が最大となると想定しているとのことであった。
- ・ 工事中の造成工事等に伴う土壌の移動による影響について、事業計画の内容を分析し、土壌の改変やそれに伴う影響の程度等を把握することにより予測を行っている。

(予測結果)

- ・ 対象事業実施区域では、過去に土壌汚染のおそれがある設備などは建設されておらず、周辺にも土壌汚染の発生源となるような施設は存在していない。また、対象事業実施区域周辺には廃棄物が地下にある土地の指定区域が存在するが、対象事業の実施による当該区域の改変は行わないことから、造成工事、基礎工事等に伴う土砂の移動による土壌汚染の環境影響はないものと予測している。

④ 環境保全措置及び評価

- ・ 工事に先立ち土壌汚染対策法に基づく届け出を行い、必要に応じて、公示前に同法に基づいた調査を行う。また、汚染等が確認された場合には、同法に基づく手続きに従い、適切な対応を講じる。
 - ・ 対象事業実施区域内へ土砂を運搬する場合は、関係法令などを遵守し、適正に処理・処分を行う。
- ・ 以上のとおり、環境保全に配慮されており、特に問題ないと考える。

7 地象

(1) 主な住民意見等

① 住民意見

- ・ 当該敷地は土砂災害危険個所であり、土質次第では法面擁壁などの設計にも大きく影響される。明確に説明すべき。

② 枚方市長意見

- ・ 特になし。

(2) 検討結果

① 環境影響要因及び環境影響評価項目

- ・ 本事業の実施に伴い地形の改変を行うことから、造成等の工事による一時的な影響を受ける重要な地形・地質及び自然現象を環境影響評価項目に選定しており、特に問題ないと考える。

② 現況調査

- ・ 事業計画地及びその周辺の重要な地形・地質及び自然現象の状況について、既存資料調査を実施しており、特に問題ないと考える。

③ 予測方法及び結果

(予測方法)

- ・ 予測地域は、造成等に伴い地形の改変が生じる、対象事業実施区域としている。
- ・ 予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期としている。
- ・ 工事の実施による環境影響が最大となる具体的な時期について事業者を確認したところ、切土工事は工事開始後5～20ヶ月目で計画しており、その間の期間で改変される面積が最大となると想定しているとのことであった。
- ・ 事業計画の内容を踏まえ、重要な地形・地質及び自然現象の分布又は成立の基礎となる環境の改変の程度について予測を行っている。

(予測結果)

- ・ 重要な地形、地質及び自然現象の調査結果より、対象事業実施区域内には京都府レッドデータブック 2015 で重要な地形として指定されている京阪奈丘陵が存在しているが、造成等の工事による土地の改変の程度は丘陵の範囲と比較

すると非常に小さいとしている。

- ・ 人工改変後のがけ崩れ等を防ぐため十分な対策を行うことから、工事中の造成等の工事による一時的な影響は小さいと予測している。

④ 環境保全措置及び評価

- ・ 重要な地形の改変を可能な限り低減できるよう、事業計画や工法等を検討する。
 - ・ 地形の改変による盛土や切土部分では、がけ崩れ等の危険性が高くなる場合があるため、土地の地形特性に対する十分な対策を行う。
- ・ 以上のとおり、環境保全に配慮されており、特に問題ないと考える。

8 陸域生態系

(1) 主な住民意見等

① 住民意見

- ・ オオタカ営巣木は私有地にあり、地主の理解を求めるだけでは不十分である。保護の具体的確約の施策を講じられたい。私有地は売買自由であるため、保全のために買い上げるべきです。騒音等の発生や視覚的な変化による影響があると予測されているが、学研都市建設時、木津北地区のオオタカの営巣の場合、公団はビデオ撮影して、営巣・巣立ちまで観察された。枚方京田辺環境施設組合はオオタカの営巣、巣立ちまでは実証すべきです。保全措置に欠陥がある時は工事の中止、改善を直ちに実施してください。
- ・ 造成を行うにあたり、オオタカの生息が事業により影響があると認めながら、その対応が、「工事個所を遠方から実施とか状況により専門家の意見をお聞きする。」という漠然とした内容であり生息を維持することが出来る確証が示されていない。工事スケジュールを明確にして、具体的な手法を示すべきだ。また、仮にオオタカの生息が維持できない場合、当事者の責任と罰則、京都府の責任を明確に示すべき。

② 枚方市長意見

- ・ 対象事業実施区域に近接する枚方市東部地域の里山を含む周辺一帯は、豊かな自然環境が保存されており、多くの動植物が確認されている。繁殖が確認されているオオタカを含め、特に保全の配慮が求められているものについては、必要に応じて、専門家の助言を仰ぎながら適切に保全措置等を実施すること。

(2) 検討結果

① 環境影響要因及び環境影響評価項目

- ・ 工事の実施及び供用時の工作物の存在等に伴い対象事業実施区域及びその周辺の動物・植物の生息・生育場所への直接的な改変及び間接的な影響の可能性があること、また工事中の建設機械の稼働及び供用時の施設の稼働に伴う騒音等による動物への影響の可能性があることから、動物、植物、生態系を環境影響評価項目として選定している。
- ・ 供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出されるものの、排出ガス中の大気汚染物質の濃度は十分低いものと想定され、類似施設による植物への間接的な影響の報告はなされていないことから、植物生育環境としての土壌については選定していない。

- ・ 事業計画地に進入する車両及び人による影響について事業者を確認したところ、影響要因として、動物及び生態系は「工事中の造成等の工事による一時的な影響」、「工事中の建設機械の稼働」、「供用時の土地及び工作物の存在」、「供用時の施設の稼働」、植物は「工事中の造成等の工事による一時的な影響」、「供用時の土地及び工作物の存在」を選定しているとのことであった。
- ・ 動植物の生態調査をしているが、この中で天然記念物など、文化財指定されているものはないかを事業者を確認したところ、文献調査及び現地調査において、文化財保護法及び京都府文化財保護条例で天然記念物に指定されている種は確認されなかったとのことであった。
- ・ 以上のことから、環境影響評価項目の選定は特に問題ないと考える。

② 現況調査

(調査方法及び結果)

- ・ 現況調査として、既存資料調査及び現地調査を行うとしている。
- ・ 対象事業実施区域及び周辺における動植物の状況等について、資料 8-1 に示す方法により現地調査を行っている。各調査項目の調査地点及びルートを選定理由について事業者を確認したところ、特に問題ないと考える。
- ・ 動物については、現地調査の結果、確認された哺乳類は 6 目 10 科 11 種、鳥類は 7 目 21 科 42 種、両生類は 1 目 2 科 2 種、爬虫類は 1 目 2 科 2 種、昆虫類は 15 目 145 科 446 種、底生生物は 17 目 43 科 66 種であったとしている。また魚類は確認されなかったとしている。猛禽類については、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、クマタカ、チョウゲンボウ、ハヤブサの 10 種が確認されたとしている。
- ・ 植物については、現地調査の結果、確認された種は 106 科 389 種であった。対象事業実施区域内では、草地でノイバラ、クズ、カナムグラ、ムラサキケマン、ノコンギク等が、広葉樹林でモチツツジ、ヤマザクラ、アオハダ、タカノツメ、サカキ等が、竹林でヒサカキ、イヌビワ、フモトシダ等が確認されたとしている。
- ・ 植生については、12 種類の植物群落と 4 種類の土地利用区分が確認されたとしている。対象事業実施区域周辺は工場や高速道路等の人工構造物に囲まれており、対象事業実施区域内はコナラ群落やマダケ植林が多くを占めていたとしている。また、対象事業実施区域の一部は、採石場として利用されていたことがあり、現状では人工裸地や単子葉草本群落等に遷移していたとしている。
- ・ 対象事業実施区域のすぐそばを流れる手原川における水生生物等の調査が行

われていないが、確実に工事の影響が及ばないと言えるかを事業者を確認したところ、対象事業実施区域と手原川の間には国道 307 号が存在し、雨水排水は道路境界部の側溝、調整池を経由し天津神川へ流入することから手原川へ流入することはないと考えているとのことであった。

(注目すべき種の選定及び選定結果)

- ・ 注目すべき動物の選定基準については資料 8-2 に示すとおりである。
- ・ 注目すべき植物の選定基準については資料 8-3 に示すとおりである。
- ・ これらの選定基準については、特に問題ないとする。
- ・ 選定された注目すべき動植物は、哺乳類 1 種、鳥類 4 種、猛禽類 10 種、爬虫類 1 種、昆虫類 16 種、底生動物 3 種、植物はミゾコウジュ、ナンバンギセル、コ克蘭の 3 種であったとしている。

(生態系)

- ・ 動物及び植物の現地調査結果より、対象事業実施区域及びその周辺における生態系の構成種、個体群、生物群落、類似化した環境単位又はその区域を構成する生態系の相互関係を推測しており、対象事業実施区域及びその周辺の生態系模式図は資料 8-4 に示すとおりであるとしている。
- ・ 動植物の調査結果に基づき、複数の注目される動植物の種又は生物群集及びその生息・生育環境について、上位性、典型性、及び特殊性の観点から選定を行っており、その結果、上位性はホンドキツネ、オオタカ、典型性はノウサギ、ホンドタヌキ、ニホンイノシシ、ヒヨドリを選定している。なお、特殊性注目種については、対象事業実施区域及びその周辺において、湿地等の特殊な環境はみられない状況であるため選定しなかった。それらの選定理由は資料 8-5 のとおりであり、特に問題ないとする。
- ・ 上位性の種の調査結果については、ホンドキツネは冬季に対象事業実施区域内で 2 箇所（5 例）が確認されている。オオタカは 1 繁殖期目調査では 1 月を除いて毎月飛翔が複数確認されており、対象事業実施区域付近において営巣しており、巣立ち幼鳥が 1 個体確認されている。非繁殖期調査では毎月飛翔が複数確認された。2 繁殖期目調査では毎月飛翔が複数確認された。1 繁殖期目と同じ場所において営巣しており、巣立ち幼鳥が 3 個体確認された。
- ・ 典型性の種の調査結果については、ノウサギは対象事業実施区域内では春季に 2 箇所（2 例）、夏季に 2 箇所（2 例）、秋季に 2 箇所（14 例）、冬季に 3 箇所（39 例）が確認されている。ホンドタヌキは対象事業実施区域内では夏季に 2 箇所（53 例）、秋季に 2 箇所（6 例）、冬季に 3 箇所（7 例）、が確認され

ている。ニホンイノシシは対象事業実施区域内では春季に2箇所（2例）、夏季に2箇所（6例）、秋季に1箇所（1例）、冬季に3箇所（3例）が確認されている。ヒヨドリは対象事業実施区域内では春季に9箇所（23例）、夏季に7箇所（23例）、秋季に7箇所（85例）、冬季に5箇所（10例）が確認されている。

③ 予測及び予測結果

ア 造成等の工事及び建設機械の稼働

（予測方法）

- ・ 予測事項は、造成等の工事に伴う注目すべき動物・植物・生態系（上位性・典型性の視点から生態系を特徴づける生物種）に対する直接的影響及び間接的影響としている。
- ・ 予測地域は、現地調査の調査地域と同様としている。
- ・ 予測対象時期は、工事の実施による環境影響が最大となる時期としている。
- ・ 工事の実施による環境影響が最大となる具体的な時期について事業者を確認したところ、樹木伐採を行う工事開始後2ヵ月目頃と、対象事業実施区域内で巣から一番近くで切土工事を行う工事開始後16～18ヵ月目と想定しており、両工事ともオオタカの巣外育雛期～非繁殖期に実施する計画とのことであった。
- ・ 予測方法は、文献その他の資料調査及び現地調査から得られた情報の整理・分析結果を基に陸域生態系に対する直接的影響及び間接的影響について行っている。

（予測結果）

- ・ 猛禽類・底生動物を除く注目すべき動物は、対象事業実施区域外にのみ生息する、又は、事業により生息環境の一部が改変されるものの、生息環境は対象事業実施区域周辺に広く存在することから、造成等の工事による影響は小さいと予測している。また、建設機械の稼働に伴う騒音等の発生による生息環境の悪化が懸念される範囲は一部であり、建設機械の稼働による影響は小さいと予測している。
- ・ ほとんどの猛禽類は事業により生息環境の一部が改変されるものの、改変範囲を主要な生息環境としている可能性は低いことから、造成等の工事及び建設機械の稼働による影響は小さいと予測している。
- ・ オオタカは対象事業実施区域付近に営巣が確認された。事業により主要な生息環境は改変されないものの、飛翔時等に対象事業実施区域を忌避すること

や、クレーンの稼働やダンプの往来による視覚的な変化が生じることが懸念されることから造成等の工事及び建設機械の稼働による影響はありと予測している。

- ・ 環境省が公表している「猛禽類保護の進め方（改訂版）」では、営巣中心域（巣立ち雛を追跡することで範囲が明らかとなる。調査期間中に雛が巣立たなかった場合は営巣木を中心に半径 300m の範囲）では工場などの建設は避けるよう記載されており、事業実施区域は営巣中心域に該当していないかを事業者を確認したところ、営巣中心域調査を行い、営巣に適した林相を有する森林の範囲に、巣の位置や幼鳥の鳴き声が確認された範囲を加味して営巣中心域を推定した結果、対象事業実施区域は営巣中心域に該当せず、隣接もしていないとのことであった。
- ・ 底生動物は、対象事業実施区域外にのみ生息することから、建設機械の稼働による影響は小さいと予測している。また、工事中の雨水排水等による水質の著しい悪化は予測されないことから、造成等の工事による影響は小さいと予測している。
- ・ 注目すべき植物についてはミゾコウジュとナンバンギセルは、対象事業実施区域外で確認され、生育環境の悪化も懸念されないことから影響は小さいと予測している。コクランは対象事業実施区域内外で確認されているものの、対象事業実施区域内で確認された個体の生育地は改変される他、対象事業実施区域に近接した場所で確認された個体は、樹林や竹林の伐採により光環境や風環境が変化する可能性があることから、造成等の工事に伴う影響はありと予測している。
- ・ 生態系の典型性として選定した注目種については、事業により生息環境の一部が改変されるものの、生息環境は対象事業実施区域周辺に広く存在することから造成等の工事による影響は小さいと予測している。（上位性の注目種については注目すべき動物にて選定しているため割愛）

イ 供用時の土地又は工作物の存在及び施設の稼働

（予測方法）

- ・ 予測事項は、土地及び工作物の存在と施設の稼働に伴う動植物、注目種への影響としている。
- ・ 予測地域は、現地調査の調査地域と同様としている。
- ・ 予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期としている。
- ・ 予測方法は、文献その他の資料調査及び現地調査から得られた情報の整理・

分析結果を基に陸域生態系に対する直接的影響及び間接的影響について行っている。

(予測結果)

- ・ 猛禽類を除く注目すべき動物は、対象事業実施区域外にのみ生息する、又は、生息環境の一部が造成地となり工作物が出現するものの、対象事業実施区域周辺には生息に適した環境が広く存在することから土地及び工作物の存在による影響は小さいと予測している。
- ・ 施設の存在による陸域生態系への影響については、全ての注目すべき動物について、対象事業実施区域内に生息しない、または、対象事業実施区域外に生息環境が広く存在していることから、土地及び工作物の存在に伴う影響は小さいと予測している。
- ・ ほとんどの注目すべき猛禽類は、事業により生息環境の一部が造成地となり工作物が出現するものの改変範囲を主要な生息環境としている可能性は低いことから、土地及び工作物の存在による影響は小さいと予測している。オオタカは対象事業実施区域付近に営巣が確認されたが、事業による高利用域の一部改変がわずかであり、営巣中心域や営巣可能域、主要な採食地は改変しないことから土地及び工作物の存在による影響は小さいと予測している。
- ・ 注目すべき植物については、ミゾコウジュとナンバンギセルが対象事業実施区域外で確認され、間接的影響も懸念されないことから影響は小さいと予測している。コクランは対象事業実施区域内外で確認され、対象事業実施区域内で確認された個体の生育地は改変される他、対象事業実施区域に近接した場所で確認された個体は、樹林や竹林の伐採により光環境や風環境が変化する可能性があることから、施設の供用に伴う影響はあると予測している。
- ・ コクラン以外の注目すべき植物については、対象事業実施区域外に生育することから、供用時の土地及び工作物の存在に伴う影響は小さいと予測している。
- ・ 対象事業実施区域外に生息する種への土地及び工作物の存在に伴う影響は小さいと予測しているが、実施区域隣接部では樹木伐採に伴う光環境や土壌環境の変化による生息地改変が起こればと思われるため事業者を確認したところ、注目すべき植物については、土地の改変だけでなく、樹木伐採に伴う隣接部の生育環境の変化を含めて評価した結果、影響は小さいと予測しているとのことであった。
- ・ 生態系の典型性として選定した注目種について、事業により生息環境の一部が造成地となり工作物が出現するものの、対象事業実施区域周辺には生息に適した環境が広く存在することから、土地及び工作物の存在による影響は小さい

と予測している。

- ・ 供用時の施設の稼働については、すべての注目すべき動物について、対象事業実施区域内に生息しない、又は対象事業実施区域外に生息環境が広く存在していることから、施設の稼働に伴う影響は小さいと予測している。また、施設の稼働に伴い発生する生活排水及びプラント排水は公共用水域へ放流せず下水道処理を行うことから、水生生物への影響として施設の稼働に伴う水質の悪化は懸念されないとしている。

④ 環境保全措置及び評価

オオタカは対象事業実施区域付近に営巣が確認され、直接改変による主要な生息環境への影響は小さいものの、騒音等の発生や視覚的な変化による影響があると予測し、以下の環境保全措置を講じるとしている。

また、コクランは対象事業実施区域外に多く生育するものの、対象事業実施区域内や近接した場所に生育することから、造成等の工事に伴う影響があると予測し、以下の環境保全措置を講じるとしている。

ア 造成等の工事及び建設機械の稼働

- ・ 工事の着手は、オオタカの敏感度が比較的低いとされる巣外育雛期以降に行う。
- ・ 可能な限りオオタカの巣から離れた場所から施工を始め、馴化を促す。
- ・ オオタカの求愛・造巣期～巣内育雛期は、可能な限り巣から離れた場所で施工する。
- ・ 工事着手時は、オオタカの巣外育雛期以降にクレーンやダンプの稼働を開始させ、急激な視覚的な変化の低減を図る。
- ・ オオタカの巣から見える高さ以上の煙突は、巣外育雛期以降に施工するなど、クレーンやダンプの稼働は巣外育雛期以降に開始する。
- ・ これらの措置を実施するため、工期を延長してオオタカの繁殖活動への影響を可能な限り避けた造成工事とする。
- ・ 低騒音型機械等の環境に配慮した建設機械を採用する。
- ・ 工事中に異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応する。
- ・ オオタカの求愛・造巣期、巣内育雛期、巣外育雛期の具体的な時期や巣から離れた場所から施工をする具体的な方法について事業者を確認したところ、当該オオタカの繁殖ステージは、求愛・造巣期が1～3月頃、抱卵期が4月～5月中旬頃、巣内育雛期が5月中旬～6月頃、巣外育雛期が7月～8月中旬頃と

考えており、造成工事について、巢から一番離れた場所から切土など施工を進め、馴化を促すとのことであった。

- ・ 事業による影響を受けると予測されるコクランの個体を、事業による影響を受けない類似の生育環境へ移植する。
- ・ コクランの移植時期、場所、移植方法の詳細について事業者を確認したところ、施工開始前までに現況のコクランの生育状況調査を実施した上で、専門家の助言を受けながら、移植対象個体や移植場所を選定し、移植は春の展葉前に移植対象個体を根鉢ごと掘り取り移植先に植える方法を想定しているとのことであった。
- ・ 移植個体の活着が良好でない場合は、専門家の助言を基に、必要に応じて追加対策を行い、適切な措置を講じる。
- ・ 当該事業における緑化計画について事業者を確認したところ、具体的な緑化計画は未定だが、関係法令等に基づき対象事業実施区域内に適正な緑地面積を設ける計画としているとのことであった。
- ・ 以上の環境保全措置を実施するとのことだが、コクランについては、移植しても世代を重ねての定着が難しいと判断され、事業影響範囲外において多数確認された場合は、標本化し記録として博物館に収蔵することも再検討された。

イ 供用時の土地又は工作物の存在及び施設の稼働

- ・ 土地又は工作物の存在及び供用に伴うほとんどの動植物・注目種への影響は小さいと予測している。一方コクランは対象事業実施区域内や隣接した場所に生育することから、影響があると予測された。ただし、造成等の工事に伴う影響への環境保全措置としてコクランの移植を実施することから、施設の供用時には影響が予測される個体は存在しないとしている。
 - ・ 以上のことから、供用時の土地又は工作物の存在及び施設の稼働に関する環境保全措置は講じないとしている。
- ・ オオタカなど保全の配慮が必要な動植物については、専門家の助言を基に環境保全措置の適切な実施を図ることが必要と考える。

【資料 8-1 動植物の現地調査の方法】

調査項目		調査手法	
現地調査	陸生動物	哺乳類	目撃調査、フィールドサイン法、自動撮影法、トラップ法、夜間踏査
		鳥類	任意観察法、ラインセンサス法、定点記録法、夜間踏査
		猛禽類	定点記録法
		両生類	現地確認調査
		爬虫類	任意採取調査、
	昆虫類	トラップ採集調査（ライト・トラップ法、ベイト・トラップ法）	
	水生動物	魚類	直接観察調査、採取による調査（モンドリ法、投網法、タモ網法等）
底生動物		定量採取調査、定性採取調査	

調査項目		調査手法	
現地調査	陸生植物・水生植物	植物相の状況	踏査による生育種の記録
	陸生植物・水生植物	植生の状況	踏査による群落の分布状況の記録、群落組成調査

（準備書より抜粋）

【資料 8-2 注目すべき動物の選定基準】

選定基準		略称	カテゴリー
I	「文化財保護法」(昭和 25 年、法律第 214 号)	特天	特別天然記念物
		天	天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年、法律第 75 号)	国内	国内希少野生動植物種
		国際	国際希少野生動植物種
III	京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例 (平成 19 年、京都府条例第 51 号)	希少	京都府指定希少野生生物
IV	京都府文化財保護条例 (昭和 56 年、京都府条例第 27 号)	指定	京都府指定天然記念物
		登録	京都府登録天然記念物
V	「環境省レッドリスト 2019」(平成 31 年、環境省)	EX	絶滅種
		EW	野生絶滅
		CR	絶滅危惧 IA 類
		EN	絶滅危惧 IB 類
		VU	絶滅危惧 II 類
		NT	準絶滅危惧
		DD	情報不足
		LP	絶滅のおそれのある地域個体群
VI	「京都府レッドデータブック 2015」 (平成 27 年、京都府)	絶滅	絶滅種
		寸前	絶滅寸前種
		危惧	絶滅危惧種
		準絶	準絶滅危惧種
		注目	要注目種
VII	「大阪府レッドリスト 2014」 (平成 26 年 3 月、大阪府)	EX	絶滅
		CR+EN	絶滅危惧 I 類
		VU	絶滅危惧 II 類
		NT	準絶滅危惧
		DD	情報不足

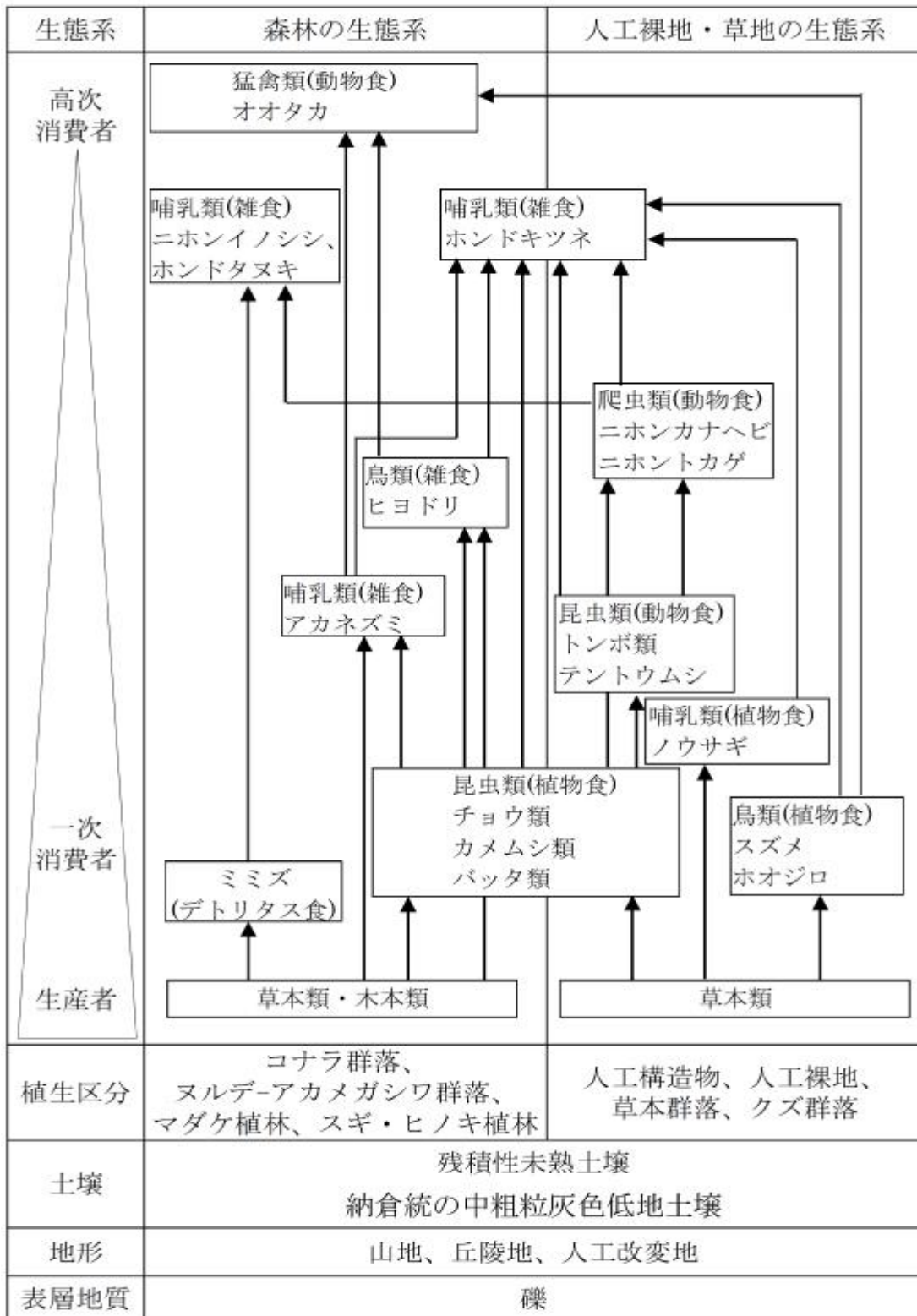
(準備書より抜粋)

【資料 8-3 注目すべき植物の選定基準】

選定基準		略称	カテゴリー
I	「文化財保護法」(昭和 25 年、法律第 214 号)	特天	特別天然記念物
		天	天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年、法律第 75 号)	国内	国内希少野生動植物種
		国際	国際希少野生動植物種
III	京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例(平成 19 年、京都府条例第 51 号)	希少	京都府指定希少野生生物
IV	京都府文化財保護条例 (昭和 56 年、京都府条例第 27 号)	指定	京都府指定天然記念物
		登録	京都府登録天然記念物
V	「環境省レッドリスト 2019」(平成 31 年、環境省)	EX	絶滅種
		EW	野生絶滅
		CR	絶滅危惧 IA 類
		EN	絶滅危惧 IB 類
		VU	絶滅危惧 II 類
		NT	準絶滅危惧
		DD	情報不足
		LP	絶滅のおそれのある地域個体群
VI	「京都府レッドデータブック 2015」 (平成 27 年、京都府)	絶滅	絶滅種
		寸前	絶滅寸前種
		危惧	絶滅危惧種
		準絶	準絶滅危惧種
		注目	要注目種
VII	「大阪府レッドリスト 2014」 (平成 26 年 3 月、大阪府)	EX	絶滅
		CR+EN	絶滅危惧 I 類
		VU	絶滅危惧 II 類
		NT	準絶滅危惧
		DD	情報不足

(準備書より抜粋)

【資料 8-4 対象事業実施区域及びその周辺の生態系模式図】



(準備書より抜粋)

【資料 8-5 注目種の選定理由】

区分	分類	種名	選定結果	選定理由
上位性	哺乳類	ホンドキツネ	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ネズミ類、鳥類、大型のコガネムシ類等を餌とする生態系の上位種である。 ・対象事業実施区域内の草地や樹林で確認されている。
	猛禽類	オオタカ	○	<ul style="list-style-type: none"> ・主に小～中型鳥類やネズミ等の小型動物を捕食する生態系の上位種である。 ・対象事業実施区域周辺で営巣が確認されている。
	鳥類	アオサギ	×	<ul style="list-style-type: none"> ・主にカエル類、魚類を捕食する水域生態系の上位種である。 ・対象事業実施区域外の調整池等で確認されているが、確認例数が少なく、調査地域内のカエル類の確認も少なく魚類は確認されていないことから、上位性の種として選定しなかった。
典型性	哺乳類	ノウサギ	○	<ul style="list-style-type: none"> ・草食性の小型動物であり、キツネ等の餌資源となる。 ・調査地域内の草地や樹林で確認されている。
		ホンドタヌキ	○	<ul style="list-style-type: none"> ・主に果実や、昆虫等の無脊椎動物を餌とする。 ・調査地域内の樹林等で確認されている。
		ニホンイノシシ	○	<ul style="list-style-type: none"> ・根茎や葉、果実、堅果、昆虫類、ミミズ、カエル等を餌とする。 ・調査地域内の草地や樹林等で確認されている。
	鳥類	ヒヨドリ	○	<ul style="list-style-type: none"> ・イネ科の種子や昆虫の幼虫等を餌とする。同サイズの鳥類はオオタカ等の餌資源となる。 ・鳥類調査において優占種であり、調査地域で広く確認されている。
特殊性	—	—	×	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周辺において、湿地等の特殊な環境はみられない状況であるため選定しなかった。

(準備書より抜粋)

9 人と自然の触れ合い活動の場

(1) 主な住民意見等

① 住民意見

- ・ 特になし。

② 枚方市長意見

- ・ 特になし。

(2) 検討結果

① 環境影響要因及び環境影響評価項目

- ・ 工事中の工事用車両の運行、供用時の工作物の存在、施設の稼働及び施設利用車両の運行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場へ間接的な影響を及ぼす可能性があることから、環境影響評価項目に選定しており特に問題ないと考える。

② 現況調査

- ・ 対象事業実施区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況を既存資料調査により収集整理している。
- ・ 対象事業実施区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の現況を把握するために、人と自然との触れ合いの活動の場の概況及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用者数、利用状況及び利用環境等を対象に現地調査を行っている。
- ・ 調査地点は、対象事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場のうち、工事中の工事用車両の運行、供用時の新たな工作物の出現、施設の稼働及び施設利用車両の運行により影響が生じる可能性がある枚方市東部公園と甘南備山の2地点としている。
- ・ 調査の時期は、人と自然との触れ合いの活動の場として利用されることの多い時期において、平日及び休日の2回とし、現地調査を行う2地点のうち、「枚方市東部公園」はスポーツ、レクリエーション等の利用が主体であり、「甘南備山」はハイキングコースであることから、人と自然との触れ合いの活動の場として利用されることが多い秋季（10月）の平日1日、休日1日としている。
- ・ 調査の時間帯は日中の利用が主体であり昼前後が利用のピークと考えられることから、調査時間は9時～16時としている。

- ・ 調査方法は、現地踏査による施設の整備状況の確認、利用人数の目視確認、利用目的の聞き取り確認としている。
- ・ 以上の調査により、事業計画地周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の状況が適切に把握されており、特に問題ないと考える。

③ 予測方法及び結果

ア 工事中の工事用車両の運行

(予測方法)

- ・ 予測事項は、工事用車両の運行による主要な人と自然との触れ合い活動の場への影響としている。
- ・ 予測地点は、現地調査を実施した対象事業実施区域周辺の2地点としている。
- ・ 予測対象時期は、工事用車両の運行による環境影響が最大となる時期としている。
- ・ 工事用車両の運行による、人と自然との触れ合い活動の場の分布及び利便性（アクセス）には変化がないことから、事業計画の内容を踏まえ快適性の変化を予測している。

(予測結果)

- ・ 快適性の変化の要因としては、工事用車両の運行による、大気質、騒音、振動の影響が考えられるが、これらの評価において、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避・低減が図られており、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価されていることから、快適性の変化は小さいと予測している。

イ 供用時の土地又は工作物の存在及び施設の稼働、施設利用車両の運行

(予測方法)

- ・ 予測事項は、新たな工作物の出現、施設の稼働、施設利用車両の運行に伴う主要な人と自然との触れ合い活動の場への影響としている。
- ・ 予測地点は、現地調査を実施した対象事業実施区域周辺の2地点としている。
- ・ 予測対象時期は、土地及び工作物の存在では、新たな工作物の完成後、施設の稼働と施設利用車両の運行では、事業活動が定常状態となる時期としている。
- ・ 供用時では、人と自然との触れ合い活動の場の分布及び利便性（アクセス）

には変化がないことから、事業計画の内容を踏まえ快適性の変化を予測している。

(予測結果)

- ・ 快適性の変化の要因としては、施設の存在による景観の変化が考えられるが、甘南備山は対象事業実施区域を眺望できないため景観調査地点に選定されておらず、枚方市東部公園は景観の予測・評価において景観の変化は小さいと予測している。また、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価されていることから、快適性の変化は小さいと予測している。
- ・ 快適性の変化の要因としては、施設の稼働、施設利用車両の運行による、大気質、騒音、振動、悪臭の影響が考えられるが、これらの評価において、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価されていることから、快適性の変化は小さいと予測している。

④ 環境保全措置及び評価

環境影響の区分ごとに、以下の環境保全を行うとしている。

ア 工事中の工事用車両の運行

- ・ 工事用車両の運行にあたっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うように指導を徹底する。
- ・ 環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、工事用車両の走行の分散に努める。
- ・ 工事用車両は始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう指導を徹底する。
- ・ 工事用車両は、可能な限り無駄な稼働を抑えるように指導を徹底する。

イ 供用時の土地又は工作物の存在及び施設の稼働、施設利用車両の運行

- ・ 建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観と調和するものとなるよう配慮する。
- ・ 周辺環境との調和がとれるよう、敷地内の積極的な緑化を図るものとする。
- ・ ごみ焼却処理により発生する煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準値を遵守する。
- ・ 送風機や蒸気タービン発電機等の大きな音が発生する機器類は工場棟内部に

納め、二重壁や内壁等に吸音材を貼り付ける等の防音防振対策を施す。

- ・ 開口部を必要とする機器類は、低騒音型を採用し、必要に応じて防音防振対策を施す。
 - ・ プラットホームの出入口には、悪臭が外部に漏れないよう自動開閉扉等を設置し、できる限り内部空気の漏洩を防止する。
 - ・ ごみピットへのごみ投入口には投入扉を設置し、ごみ収集車がごみピットへごみを投入するときのみ自動開閉し、プラットホームへの臭気の漏洩を防止する。
 - ・ ごみピットから発生する臭気については、ごみピット内の空気を燃焼用空気として利用してごみピット内を負圧に保ち、臭気が外部に漏れないようにする。
 - ・ 排出ガス中に含まれる悪臭物質については、焼却温度を 850℃以上に保ち、悪臭物質を熱分解することにより、排出ガス中の悪臭物質を低減する。
 - ・ 焼却炉全停止中の臭気対策として、活性炭吸着装置等の脱臭装置を設ける。
 - ・ 施設利用車両の運行が集中しないよう適正な管理を行い、施設利用車両の走行の分散に努める。
 - ・ 施設利用車両の始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう関係機関に要請する。
 - ・ 施設利用車両は、適宜、アイドリング・ストップを励行、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うよう、関係機関に要請する。
- ・ 以上のとおり、環境保全に配慮されており、特に問題ないと考える。

10 景観

(1) 主な住民意見等

① 住民意見

- ・ 特になし。

② 枚方市長意見

- ・ 特になし。

(2) 検討結果

① 事業計画及び環境配慮事項

(事業計画)

- ・ 本事業において建設する一般廃棄物処理施設の建築面積は約 3,500 m²、高さは地上約 32mとしている。
- ・ 一般廃棄物処理施設高さは 100mとしている。煙突高さについては、計画段階環境配慮書において、59m及び 100mの複数案で大気質及び景観の観点から検討を行ったとしている。
- ・ 景観の変化は眺望点からの景観のごく一部の範囲に限られるなどより景観への影響は小さく、59m案と 100m案の眺望景観への影響の程度の差は小さいとしているが、59m案では排出ガスの最大着地濃度地点への寄与濃度が高くなることから、環境影響の観点から優位な 100mを選定している。
- ・ 事業者の見解からは計画段階環境配慮書の段階で実質的に案は一つであったと解され、計画段階環境配慮書で提示された案は手続き上適切なのかを事業者を確認したところ、京都府環境影響評価条例第7条の3の規定では、「計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書を作成し、知事等に提出しなければならない。」とされており、計画段階環境配慮書には複数案の検討を行った結果を示したものであり、適切なものと考えているとのことであった。
- ・ 計画段階環境配慮書において複数案を設定し検討が行われていることから、問題ないと考える。

(環境配慮事項)

- ・ 建物・煙突の色彩やデザインは地域景観と調和するものとなるよう配慮し、周辺環境との調和がとれるよう、敷地内の積極的な緑化を図るとしている。
- ・ 地域景観と調和する具体的な配慮について事業者を確認したところ、現況の

景観を著しく変化させるような奇抜な形状や色彩は避け、周辺施設や背景の緑や空などと違和感なく馴染むデザインを想定しているとのことであった。

② 環境影響要因及び環境影響評価項目

- ・ 供用時の施設の存在により、対象事業実施区域に新たな工作物が出現することから、環境影響評価項目として選定しており、特に問題ないと考える。

③ 現況調査

(調査方法)

- ・ 事業実施区域周辺における主要な眺望景観の状況を把握するため、事業実施区域周辺5地点で、現地踏査及び写真撮影による現地調査を2季（着葉季、落葉季）行ったとしている。
- ・ 調査地点は、可視領域図を参考に、対象事業実施区域周辺の主要な眺望点及び地域の人々が日常的に利用している場等の圍繞景観となる地点のうち、対象事業実施区域が視認される5地点としている。
- ・ 事業実施区域周辺の主要な眺望点である甘南備山を調査地点に選定していない理由を事業者を確認したところ、甘南備山の展望台からは新施設を視認できないため方法書にて地点選定していないとのことであった。

④ 予測方法及び結果

(予測方法)

- ・ 予測事項は、主要な眺望景観の状況としている。
- ・ 予測地点は、現地調査を実施した主要な眺望点（5地点）としている。選定理由としては、地域の人々が日常的に利用している場等の圍繞景観となる地点であるからとしている。
- ・ 予測対象時期は、新たな工作物の完成後としている。また、現状の眺望景観において紅葉や花木等により特徴付けられる時期がないことから、落葉により対象事業実施区域への見通しが良くなる落葉期で予測している。
- ・ 予測方法は、予測地点からの眺望の変化の程度について、事業計画に基づきフォトモンタージュを作成することにより予測している。景観の予測方法としては一般的なものであり、特に問題ないと考える。

(予測結果)

- ・ 予測地点からの景観の変化の程度については、資料 10-1 から 10-5 のとおりであり、地点 L3 を除き施設の存在による眺望景観の変化は小さいと予測して

いる。地点 L3 については、正面に焼却施設及び煙突が出現し、特に煙突は景観の主体である空の部分に出現し、眺望景観に占める割合も大きいことから、眺望景観に変化が生じると予測している。

- ・ 予測した 5 地点のうち、地点 L2～L5 の 4 地点については眺望景観に変化が生じるが、地点 L3 以外の変化は小さく、事業の実施により現状の眺望景観を著しく変化させるものではないとしている。なお、地点 L1 については新たな工作物は住宅に遮られて確認できなかったとしている。
- ・ 焼却施設や煙突が出現することなどにより、近景域においては景観の変化が大きいことから、施設の意匠、色彩及び事業計画地内の緑化の具体化に際しては、周辺の景観との調和に十分配慮する必要があると考える。なお、大阪府域からの眺望景観の変化は小さい。

【資料 10-1 地点 L1 における眺望景観の変化】



(準備書より抜粋)

新たな工作物は、住宅により遮られ確認できず、現状の眺望景観が事業実施後も継続することから、眺望景観の変化はないと予測している。

【資料 10-2 地点 L2 における眺望景観の変化】



(準備書より抜粋)

正面に焼却施設の煙突が出現するが、眺望景観における存在は小さく、焼却施設は植栽により遮られて確認できないため、現状の主にアスファルト舗装、植栽、空で構成される眺望景観は事業実施後も継続することから、眺望景観の変化は小さいと予測している。

【資料 10-3 地点 L3 における眺望景観の変化】



(準備書より抜粋)

正面に焼却施設及び煙突が出現する。特に煙突は景観の主体である空の部分に出現し、眺望景観に占める割合も大きいことから、眺望景観に変化が生じると予測している。

【資料 10-4 地点 L4 における眺望景観の変化】



(準備書より抜粋)

正面に焼却施設の煙突が出現するが、眺望景観における存在は小さく、焼却施設は植栽により遮られて確認できないため、現状の主にアスファルト舗装、植栽、空で構成される眺望景観は事業実施後も継続することから、眺望景観の変化は小さいと予測している。

【資料 10-5 地点 L5 における眺望景観の変化】



(準備書より抜粋)

正面に焼却施設の煙突が出現するが、眺望景観における存在は小さく、焼却施設は既存民間工場により遮られて確認できないため、現状の主に公園広場・植栽、既存民間工場、空で構成される眺望景観は事業実施後も継続することから、眺望景観の変化は小さいと予測している。

11 廃棄物・発生土

(1) 主な住民意見等

① 住民意見

- ・ 造成時の残土が20万立方メートルを超え、伐根・雑木など相当な量の搬出が行われるが、搬出先や工程なども未定であり施工業者にゆだね丸投げの恐れがある。運搬車両の経路により地域住民に多大な影響を及ぼす。

② 枚方市長意見

- ・ 特になし。

(2) 検討結果

① 環境影響要因及び環境影響評価項目

- ・ 工事中にはがれき類や廃プラスチック類等、供用時には施設の稼働に伴う焼却残さ等の廃棄物が発生することから廃棄物を環境影響評価項目に選定している。
- ・ また、工事中には残土が発生することから建設工事に伴う副産物（残土等）を環境影響評価項目に選定している。
- ・ 環境影響評価項目の選定は特に問題ないと考える。

② 予測方法及び結果

ア 造成等の工事による一時的な影響

(予測方法)

- ・ 予測事項は、土木造成・施設建設工事に伴う残土、がれき類や廃プラスチック等の廃棄物等について、その種類、発生量及び処理方法としている。
- ・ 予測地域は、対象事業実施区域としている。
- ・ 予測対象時期は、工事期間全体としている。
- ・ 予測方法は、事業計画及び類似事例に基づき、工事に伴う残土及び廃棄物の種類ごとの発生の状況を把握し予測している。
- ・ コンクリート破片130tの発生源について事業者を確認したところ、敷地内にコンクリート舗装の車道等がありますので、その撤去等を想定しているとのことであった。

(残土の予測結果)

- ・ 工事に伴う残土の発生量及び処理量は資料11-1の通りとしている。

- ・ 発生量及び処理量の具体的な算出方法について事業者を確認したところ、複数のメーカーから提供された資料に基づき、過小評価とにならないよう整理しているとのことであった。

(建設工事に伴う廃棄物等の予測結果)

- ・ 廃棄物等の発生量及び処理等の方法は資料 11-2 の通り、金属くずを売却する以外は産業廃棄物処理業者に委託処理を行うとしている。
- ・ 木くず及びコンクリート破片について、再資源化後の材料を本事業工事等において利用することを考えているか事業者を確認したところ、建設工事を行う DBO 事業者は今後決定していくが、その審査において建設廃棄物の削減について提案を貰う予定で、事業者決定後は、建設廃棄物の自ら利用や再資源化などについて指導していくとのことであった。
- ・ 最終処分場に埋立としている廃プラスチック類、その他のがれき類、その他混合廃棄物について、埋立以外の処理方法の検討経緯を事業者を確認したところ、建設工事を行う DBO 事業者は今後決定していくが、その審査において建設廃棄物の削減について提案を貰う予定で、事業者決定後は、建設廃棄物の自ら利用や再資源化などについて指導していくとのことであった。
- ・ 工事により汚泥が発生することはないのか事業者を確認したところ、杭汚泥等が発生するケースも考えられるが、現時点では汚泥の発生を想定しておらず、汚泥が発生する場合には、これも可能な限り再生利用に努めるほか、やむを得ず処理する場合には関係法令を遵守し、処理を適正に行うとのことであった。

イ 供用時の廃棄物の発生

(予測方法)

- ・ 予測事項は、施設の稼働に伴う焼却灰等の廃棄物の種類、発生量及び処理内容としている。
- ・ 予測地域は、対象事業実施区域としている。
- ・ 予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期としている。
- ・ 予測方法は、事業計画及び類似事例に基づき、施設の稼働に伴う焼却灰等の廃棄物の種類ごとの状況を把握し予測している。

(予測結果)

- ・ 施設の稼働により発生する廃棄量の予測結果は、焼却灰が 3,175t/年、飛灰が 2,287t/年であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「ダイオキシン類対策特別措置法」を遵守し、国が定めた安定化処理を行った後、最終処分す

るとしている。

- ・ 枚方市穂谷川清掃工場第3プラント及び京田辺市甘南備園焼却施設において発生する焼却灰及び飛灰の現況について事業者を確認したところ、平成30年度では枚方市穂谷川清掃工場は、焼却灰2,520t、飛灰1,523t埋立処分されているとのことであった。
- ・ 焼却灰や飛灰の再資源化等による発生抑制や有効利用の内容を検討して排出量についても予測するとしていたことについて事業者を確認したところ、焼却灰や飛灰の再資源化としてセメント原料への活用を見込んでいるとのことであった。
- ・ 安定化処理の具体的内容について事業者を確認したところ、キレート処理などが考えられますが、本事業は、DBO方式で整備することから、排出ガスの処理方式も含め建設事業者の提案を受けて決定するとのことであった。

③ 環境保全措置及び評価

環境影響の区分ごとに、以下の環境保全措置を行うとしている。

ア 造成等の工事による一時的な影響

- ・ 工事の実施に伴い発生する廃棄物などの対策（環境保全措置）として、予測の前提とした次のことを計画している。
- ・ 「京都府循環型社会形成計画（第2期）」（平成29年3月、京都府）及び「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月、大阪府）に示される循環型社会を構築するための基本方針に留意し、適正な廃棄物資源化の推進や適正処理をはかる。
- ・ 施設の建設にあたっては、環境に配慮した材料を積極的に導入し、建設現場での廃棄物等の発生抑制に努める。
- ・ 工事の実施に伴う発生土は、対象事業実施区域の盛土材として極力再利用するほか、余剰分については、他の公共工事などへの活用を努める。
- ・ 盛り土を増やすことで地盤がゆるいままになって崩落するような事態にならないかを事業者を確認したところ、盛土量を増やすことのないよう盛土高を抑え、盛土法面が極力二段にならないように配慮して盛土計画をし、宅地造成等規制法による基準を適用し、30度以下の緩い勾配としているとのことであった。
- ・ 発生した土砂を仮置きする場合は飛散防止等の周辺環境に配慮するように指導を徹底する。
- ・ 建設廃棄物等を搬出する際は、関係法令を遵守し、処理を適正に行う。また、可能な限り再資源化に努める。
- ・ 車両のタイヤ又は車体に廃棄物を付着させて走行することがないように、適

宜、洗車及び清掃などを励行する。

- ・ 施設の設計にあたっては、建設時における建設副産物の発生低減や再利用に努める。
- ・ 工事において、分別の徹底、工場加工資材の活用、搬入資材梱包の簡素化、適正処理の徹底などを指導する。
- ・ 発生土の処分については、事業者において、法令を遵守させ適正に処分するよう、施工者の指導を徹底することが必要と考える。

イ 供用時の廃棄物の発生

- ・ 「京都府循環型社会形成計画（第2期）」（平成29年3月、京都府）及び「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月、大阪府）に示される循環型社会を構築するための基本方針に留意し、適正な廃棄物資源化の推進や適正処理を図る。
 - ・ 施設の設計に際しては、焼却灰等の飛散防止に留意し、焼却灰と飛灰とは分離貯留とする。
 - ・ 施設の維持管理や管理事務に伴い発生する廃棄物は、極力発生量の抑制に努めるとともに、適正に処理する。
 - ・ 廃棄物の有効利用を推進するため、分別排出を徹底し、職員や施設運用事業者への周知徹底及び適切な指導を行う。
- ・ 施設供用時の焼却灰や飛灰については、燃焼管理による発生抑制や再資源化等により、最終処分量の更なる削減を図る必要があると考える。

【資料11-1 工事の実施による発生土の発生量及び処理などの方法】

区 分	発生土 (掘削土・切土)	盛土	場内再利用土	残 土	処理等の方法
基盤造成	239,000m ³	54,800m ³	—	184,200m ³	残土発生量を軽減するよう、対象事業実施区域内の盛土材として極力再利用するほか、余剰分については、他の公共工事などへの活用に努める。
施設建設	24,500m ³	—	7,000m ³	17,500m ³	
合 計	263,500m ³	54,800m ³	7,000m ³	201,700m ³	

(準備書より抜粋)

【資料 11-2 廃棄物等の発生量及び処理等の方法（焼却施設の建設）】

種類		単位	発生量	処理等の方法	
廃プラスチック類		t	70	産業廃棄物処理業者に委託処理	最終処分場に埋立
木くず		t	1,600		再資源化
紙くず		t	60		
金属くず		t	70	製鉄等原料として売却	
が れ き 類	コンクリート破片	t	130	産業廃棄物処理業者に委託処理	最終処分場に埋立
	アスファルト・ コンクリート破片	t	60		
	その他のがれき類	t	60		
その他（混合廃棄物）		t	200		

（準備書より抜粋）

12 地球環境

(1) 主な住民意見等

① 住民意見

- ・ 特になし。

② 枚方市長意見

- ・ 特になし。

(2) 検討結果

① 環境影響要因及び環境影響評価項目

- ・ 工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の運行、供用時の施設の稼働及び施設利用車両の運行に伴い二酸化炭素等の温室効果ガスが発生することから、温室効果ガスを環境影響評価項目として選定しており、特に問題ないと考える。

② 予測及び予測結果

ア 工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の運行

(予測方法)

- ・ 予測事項は、温室効果ガス等の排出量としており、対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタンガス、一酸化二窒素とし、これらの排出量を二酸化炭素排出量に換算している。
- ・ 予測地域は対象事業実施区域及びその周辺としている。
- ・ 予測対象時期は、工事期間としている。
- ・ 予測は、事業計画に基づき、建設機械の稼働及び工事用車両の運行に伴う温室効果ガスの排出量を算定し予測したとしている。算定は、最新の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.4」に示された方法に準じて行っている。
- ・ 排出源ごとの算出手順を資料 12-1 に示す。
- ・ 予測条件は、事業計画、メーカー資料及び既存資料等に基づき、環境に対して安全側の予測となるよう、建設機械の稼働、工事用車両の運行等に係る事項を設定している。
- ・ 予測の手順、予測条件の設定等については、特に問題ないと考える。

(予測結果)

- ・ 予測の結果、温室効果ガス排出量は建設機械の稼働に伴い 3,227 t-CO₂、工事用車両の運行に伴い 201.8 t-CO₂ であり、工事全体では約 0.34 万 t-CO₂ と予測

されるとしている。

- ・ 工事期間中の温室効果ガスの排出量は、約 0.34 万 t-CO₂ となり、この値を京都府全体の温室効果ガスの年間排出量 1,206 万 t-CO₂ (2017 年度)、大阪府全体の温室効果ガスの年間排出量 5,614 万 t-CO₂ (2016 年度) と比べると、京都府では約 0.03%、大阪府では約 0.006% であるとしている。

イ 供用時の施設の稼働及び施設利用車両の運行

- ・ 予測事項は、工事の実施と同様に、温室効果ガス等の排出量としており、対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタンガス、一酸化二窒素とし、これらの排出量を二酸化炭素排出量に換算している。
- ・ 予測地域は、対象事業実施地区及びその周辺としている。
- ・ 予測対象時期は、施設の稼働が定常状態になった時期としている。
- ・ 予測は施設の稼働及び施設利用車両の運行に伴う温室効果ガスの排出量を算定し予測している。また、発電等による温室効果ガスの削減量についても考慮している。
- ・ 排出源ごとの算出手順を資料 12-2 に示す。
- ・ 予測条件は、施設の稼働については、施設の運転計画等から、施設の稼働に伴う温室効果ガス排出に対する活動量を設定している。ごみ収集車の運行については、供用時におけるごみ収集車の運行台数を用いて、各車両の諸元(燃費、運行距離)から温室効果ガス排出に対する活動量を設定している。
- ・ 発電能力や発電効率、使用電力を算出した具体的な諸元について事業者を確認したところ、メーカーから提供された資料の数値を使用し予測しているため、具体的な諸元については不明とのことであった。
- ・ 今後導入するごみ収集車の環境性能の向上方針について事業者を確認したところ、構成市におけるEVごみ収集車の導入が進む施策として、新施設に充電施設の整備を検討するとのことであった。

(予測結果)

- ・ 施設の稼働に伴う二酸化炭素排出量は 14,435t-CO₂/年、ごみ収集車の走行に伴う二酸化炭素排出量は 750t-CO₂/年であり、合計では約 1.5 万 (15,185)t-CO₂/年としている。これを現施設からの二酸化炭素排出量 28,928t-CO₂/年と比べると、13,743t-CO₂/年 (47%) の削減になるとしている。
- ・ ごみ収集車の走行に伴う二酸化炭素排出量は、189 t-CO₂/年の増加となるとしている。

③ 結果の評価及び環境保全措置

環境影響の区分ごとに、以下の環境保全措置を行うとしている。

ア 工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の運行

- ・ 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成 12 年 法律第 100 号）に基づく物品の調達等に配慮し、積極的な省エネルギー型設備・機器の導入によって温室効果ガスの発生の抑制に努める。
- ・ 工事工法や建設機械の選定に際しては、再使用あるいは再生利用が可能な資材を使用し、低炭素型建設機械を使用する等、省エネルギーに配慮するよう指導を徹底する。
- ・ 建設機械や工事用車両は始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう指導を徹底する。
- ・ 工事用車両は、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等を徹底する。また、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、工事用車両の走行の分散に努める。
- ・ 工事用車両の過積載防止に対する指導を徹底する。

イ 供用時の施設の稼働及び施設利用車両の運行

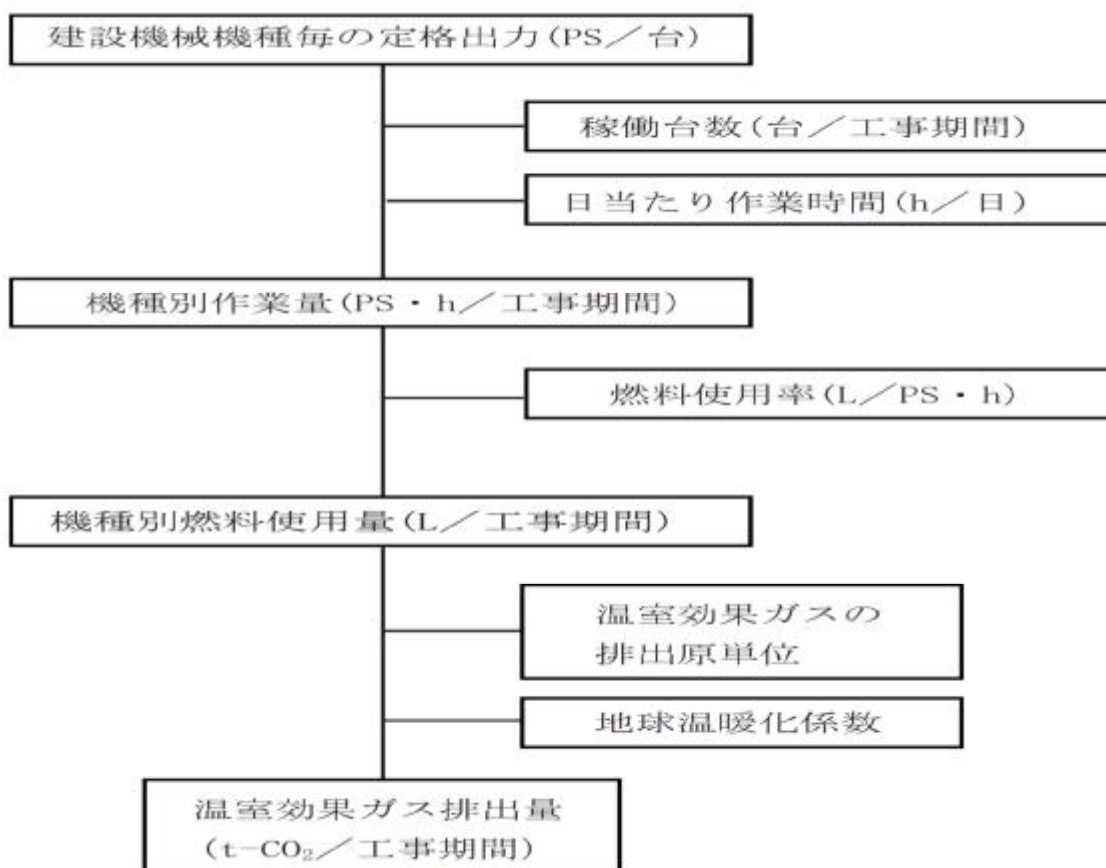
- ・ 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく物品の調達等に配慮し、積極的な省エネルギー型設備・機器の導入によって直接温室効果ガスの発生の抑制に努める。
- ・ 焼却に伴う熱を利用して主に発電を行い、施設内で消費される電力を賄うとともに、余剰電力を売却する。また、施設に必要な熱源として利用することで、温室効果ガスの排出量削減に努める。
- ・ 循環型社会・低炭素社会構築に加え、エネルギー問題についての理解を深めるという環境教育の観点から、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを活用する。
- ・ ごみ室や燃焼温度の管理等を適正に行い、助燃量の消費量の低減を図る。
- ・ ごみ収集車等の施設利用車両は、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等を徹底する。また、搬入時間帯等の検討により、走行する車両の分散に努める。
- ・ 施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量は、約 1.5 万 t-CO₂ と予測され、この内、発電による温室効果ガスの削減分は、約 0.81 万 t-CO₂ となり、発電しなかった場合を想定した排出量 2.3 万 t-CO₂ からすると約 35% の削減効果と試算されるとしている。
- ・ この値を京都府全体の温室効果ガスの年間排出量 1,206 万 t-CO₂ (2017 年度)、

大阪府全体の温室効果ガスの年間排出量 5,614 万 t-CO₂ (2016 年度) と比べると、京都府では約 0.12%、大阪府では約 0.03%であるとしている。

- ・ 施設の供用にあたっては、環境保全措置を講じ、より一層の温室効果ガス発生
の抑制に努める計画であり、環境保全措置は「京都府地球温暖化対策推進計
画」における施策の推進に寄与するものであるとしている。
- ・ ごみ収集車の走行距離が延びることに伴い、温室効果ガス排出量の増加が見込
まれるため、関係機関と連携してごみ収集車等に電気自動車等を導入するなど、
温室効果ガスの更なる削減を図る必要があると考える。

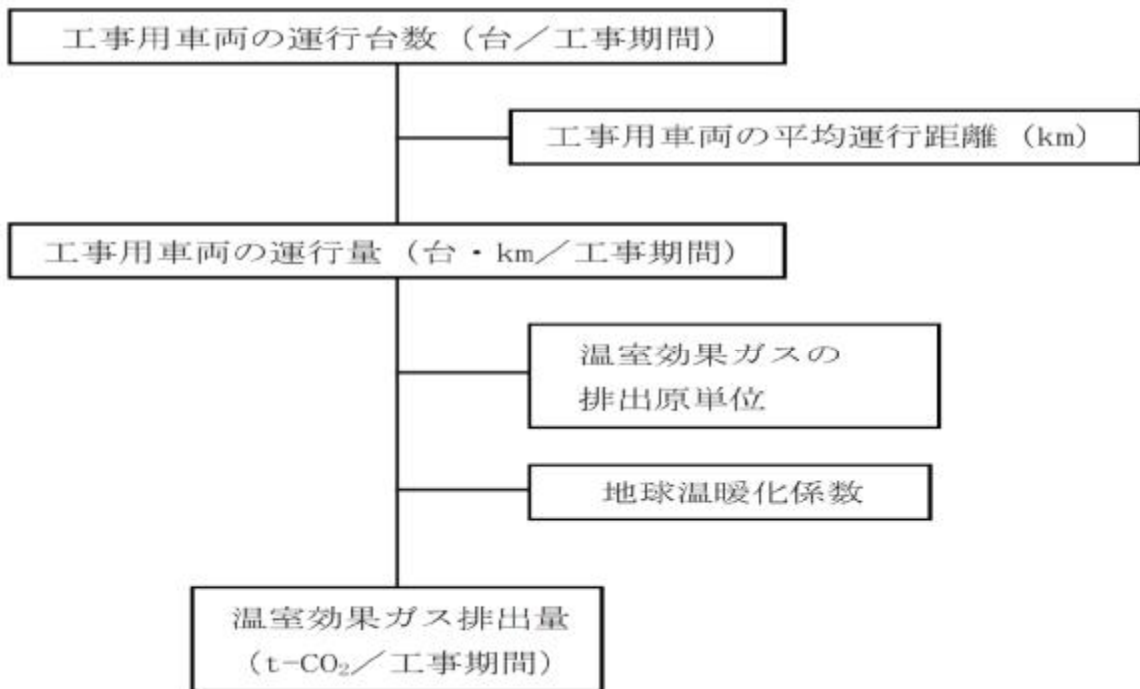
【資料 12-1 排出源ごとの算出手順 (工事の実施)】

(7) 建設機械の稼動に伴う排出量



(準備書より抜粋)

(イ) 工事用車両の運行に伴う温室効果ガス排出量

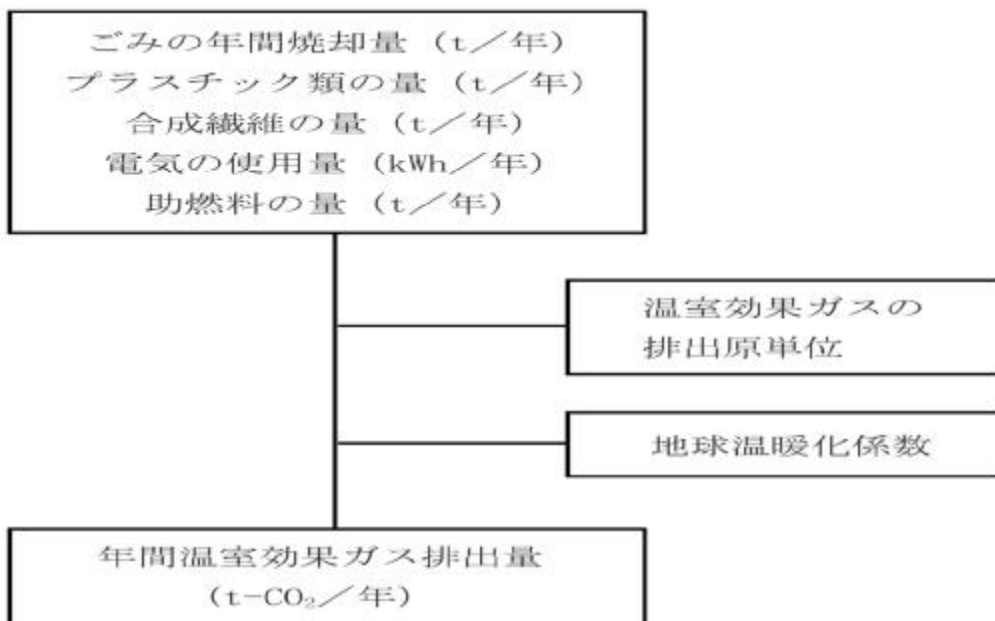


(準備書より抜粋)

【資料 12-2 排出源ごとの算出手順 (供用時)】

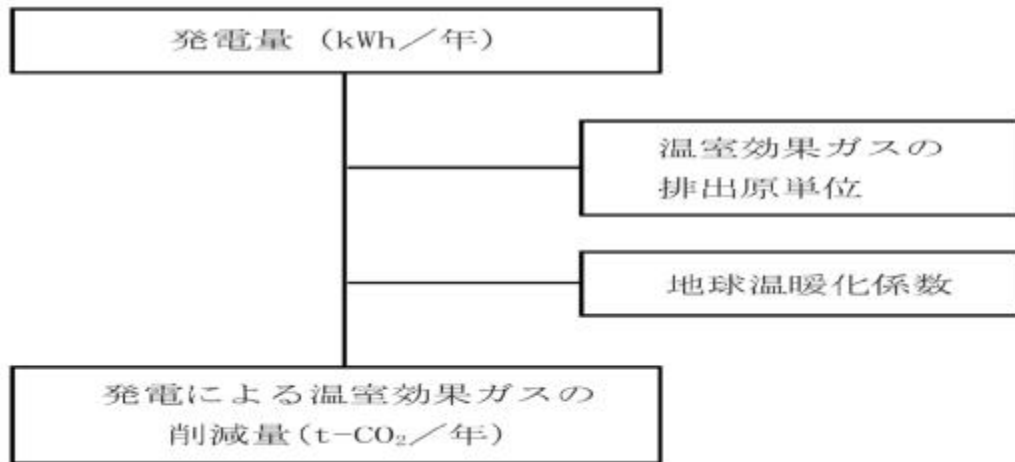
(ア) 施設の稼働

a ごみ焼却による温室効果ガスの排出量



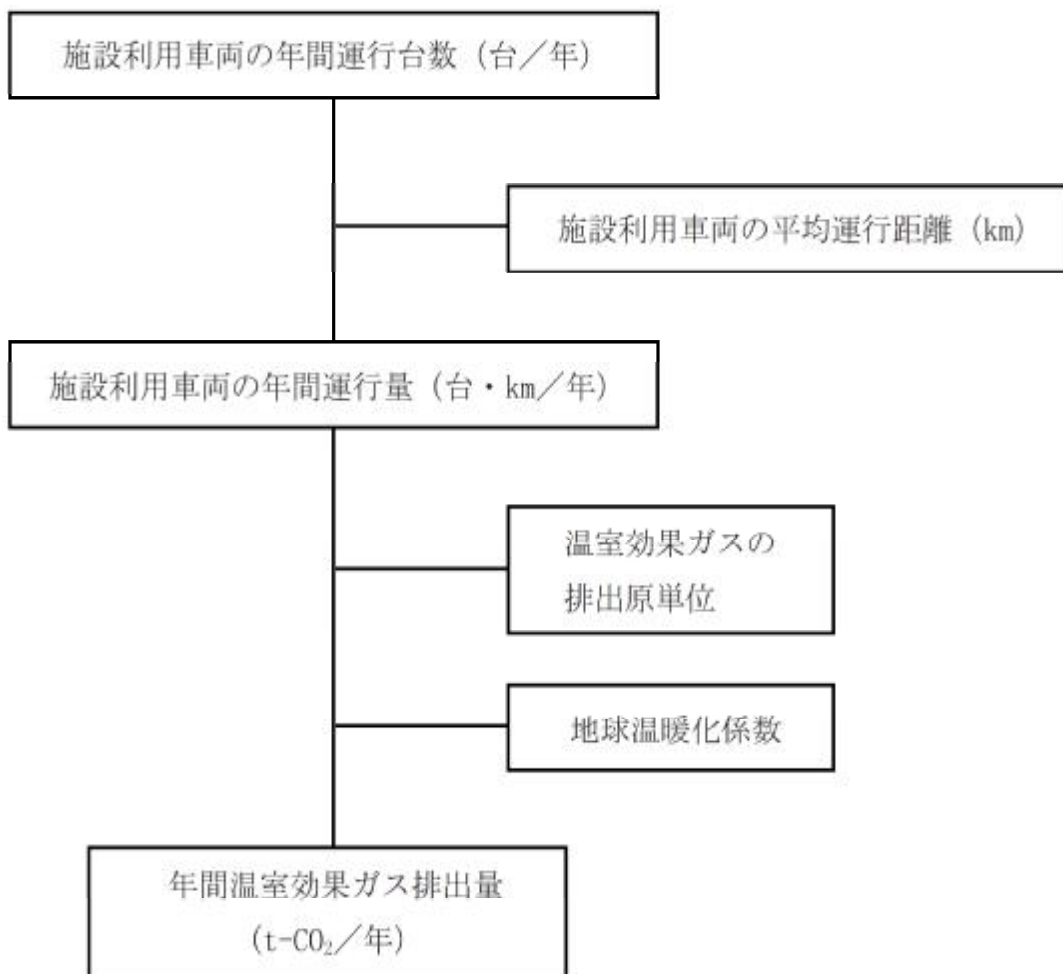
(準備書より抜粋)

b 発電による温室効果ガスの排出量の抑制量



(準備書より抜粋)

(イ) 施設利用車両の運行に伴う温室効果ガスの排出量



(準備書より抜粋)

13 事後調査

(1) 主な住民意見等

① 住民意見

- ・ 京都府域についても事後調査をするようにいっているが、事後調査をしていない。事後調査をするといっているが事後調査はしていない。オオタカ、オオムラサキその他いっぱい美しい花があります。しかし枚方市は東部清掃工場稼働後 10 年、何の調査もせず、前期の石井市長との約束によって京田辺市内につくろうとしています。市民はそれに気づいてしっかりしていかなければならないと思います。

② 枚方市長意見

- ・ 特になし。

(2) 検討結果

① 事後調査の方針

- ・ 本事業は、環境保全性を最も重視しさらに資源やエネルギーの有効利用（資源循環性）、長期にわたる安定した稼働の確保（安定稼働性）、経済性などを考慮して施設を整備することを基本方針としており、地域の方々に安心して頂けるように事業者として環境への負荷の低減に向けて実行可能な範囲で取り組むため、事後調査を行うとしている。
- ・ しかしながら本事業は、建設工事請負業者等の決定後に性能発注方式に基づいて詳細な実施計画が行われることから、事後調査の項目は、現段階で設定した予測条件に不確実性を伴っている項目についても考慮に入れて選定するものとしている。また、事後調査の結果に基づき、環境の保全及び創造のための適切な措置を講じる必要がある場合には、関係機関と協議の上、適切に対応するものとしている。
- ・ なお、今後、事後調査の具体的な実施段階では、本事業の建設工事請負業者等の決定後に行われる詳細な計画をふまえた調査内容（数量、地点等）を再度検討する計画としている。

② 事後調査の項目の選定

- ・ 事後調査の項目は、環境影響評価の対象として選定した環境要素の中から、事業特性及び地域特性を勘案し選定しており、大気質、騒音、陸域生態系、景観の 4 項目としている。

【事後調査の概要】

調査項目	調査対象		調査方法	調査地域・地点	調査時期等		
					調査時期	調査回数	
工事中	動物	動物及び生態系の状況	オオタカ	定点調査及びビデオカメラ撮影	対象事業実施区域周辺半径1Km範囲内の3地点	工事期間中の繁殖期	適時
	生態系					工事完了後1年目の繁殖期	
	植物	植物の状況	コ克蘭	踏査による個体数及び生育状況の記録	コ克蘭の移植場所	工事期間中の開花期	1回
供用時	大気質	一般環境大気質の状況	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物	ステーション設置による自動連続測定	対象事業実施区域周辺(4地点)	施設の稼働が定常となる時期	2季×7日間(1時間値)
			ダイオキシン類	サンプリング分析			2季×7日間(1検体/季)
			塩化水素、水銀				
	騒音	道路交通騒音の状況	道路交通騒音	騒音計の設置による自動連続測定	施設利用車両が通過する搬入路沿道(2地点)	施設の稼働が定常となる時期	1季(秋季)×1日(24時間)
	景観	眺望景観の状況	対象事業実施区域周辺の主要な眺望景観の状況	デジタルカメラを用いて調査地点から対象事業実施区域方向を撮影	対象事業実施区域が視認される5地点	施設の稼働が定常となる時期	2季(着葉季及び落葉季)

(準備書より抜粋)

(大気質)

- ・ 工事の実施に伴う影響については、現況を著しく悪化させないと予測され、対象事業実施区域近傍に住居等が存在しないことや工事期間が限られた一時的なものであること、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勘案し、事後調査は実施しないとしている。
- ・ 土地又は工作物の存在に伴う影響については、現況を著しく悪化させないと

予測され、施設運業者によって環境保全目標値の遵守が担保されているため、事後調査は実施しないとしている。

- ・ 施設利用車両の運行に伴う影響は、予測結果が現況と比べて大きく変化しないことや環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勘案し、事後調査は実施しないとしている。
- ・ 工事中の造成工事によって一時的に裸地面が出現することによる粉じんの影響については、現況を著しく悪化させないと予測され、対象事業実施区域近傍に住居等が存在しないことや工事期間が限られた一時的なものであること、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勘案し、事後調査は実施しないとしている。
- ・ 施設の稼働に伴う影響は、地域の方々の関心が高いことや予測の諸元に不確実性が若干あることを勘案し、一般環境大気質に関する事後調査を実施するとしており、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素、水銀の6物質について、一般環境大気質調査地点4地点で施設の稼働が定常状態となった時期において2季に各季1週間（7日間）実施するとしている。

（水質）

- ・ 工事中の造成工事によって一時的に裸地面が出現することによる濁水の影響については、現況を著しく悪化させないと予測され、工事期間が限られた一時的なものであることや環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勘案し、事後調査は実施しないとしている。

（騒音、振動、低周波音）

- ・ 工事の実施に伴う影響については、現況を著しく悪化させないと予測され、対象事業実施区域近傍に住居等が存在しないことや工事期間が限られた一時的なものであること、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勘案し、事後調査は実施しないとしている。
- ・ 土地又は工作物の存在及び供用に伴う影響については、現況を著しく悪化させないと予測されるため、事後調査は実施しないとしている。
- ・ しかしながら、現況で施設利用車両走行ルート沿道の騒音レベルが環境基準を超過していることを勘案し、道路交通騒音に関する事後調査を実施するとしている。
- ・ 道路交通騒音については、環境影響評価に係る調査で実施した2地点で施設の稼働が定常状態となった時期において1季（秋季）に1日（24時間）実施す

るとしている。

(悪臭)

- ・ 土地又は工作物の存在及び供用に伴う悪臭の影響については、現況を著しく悪化させないと予測され、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勘案し、事後調査は実施しないとしている。

(土壌汚染)

- ・ 工事の実施に伴う土壌汚染の影響については、工事に先立ち土壌汚染対策法に基づく届出を行い、必要に応じて、工事前に同法に基づいた調査を行うことから、事後調査は実施しないとしている。
- ・ 対象事業実施区域は京田辺市域であり、大阪府域に直接影響はないと考えられるが、土壌汚染対策法に基づく調査において汚染等が確認された場合は、必要に応じて事後調査を行うなどを検討すべきと考える。

(地象)

- ・ 工事の実施に伴う造成等による地形の改変による影響については、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勘案し、事後調査は実施しないとしている。

(陸域生態系)

- ・ 造成等の工事及び建設機械の稼働に伴うオオタカへの影響に対して、環境保全措置を講じるが、環境保全措置の効果には不確実性があることから、工事期間中及び工事完了後1年目の事後調査を実施するとしている。
- ・ オオタカについては、対象事業実施区域周辺半径1 km範囲内の3定点で定点調査及びビデオカメラ撮影による調査を工事期間中の繁殖期及び工事完了後1年目の繁殖期に実施するとしている。
- ・ 造成等の工事に伴うコクランへの影響に対して、環境保全措置を講じるが、環境保全措置の効果には不確実性があることから、事後調査を実施するとしている。
- ・ コクランについては、移植場所で踏査による個体数及び生育状況の記録調査を工事期間中の開花期に1回実施するとしている。
- ・ なお、植物の移植においては、根付かない場合もあるため、根付いたことが確認されるまで調査することが望ましいと考える。

(人と自然との触れ合いの活動の場)

- ・ 工事中及び供用時の人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、現況を著しく悪化させないと予測され、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることも勘案し、事後調査は実施しないとしている。

(景観)

- ・ 土地又は工作物の存在及び供用に伴う景観への影響については、新たな施設の出現によって一部の眺望景観に変化が生じることを勘案し、事後調査を実施するとしている。
- ・ 主要な眺望景観の状況について、事業実施区域が視認される5地点で施設の稼働が定常状態となった時期に2季(着葉季及び落葉季)実施するとしている。

(廃棄物、発生土)

- ・ 工事中及び供用時の廃棄物等の影響については、現況を著しく悪化させないと予測され、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることも勘案し、事後調査は実施しないとしている。

(地球環境)

- ・ 工事中及び供用時の温室効果ガスへの影響については、現況を著しく悪化させないと予測され、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることも勘案し、事後調査は実施しないとしている。

③ 評価

- ・ 事後調査の項目選定、調査対象、調査方法、調査時期等については、問題ないと考える。

【事後調査項目の選定・非選定理由（1）】

環境要素の区分		影響要因の区分		工事中			供用時			環境影響評価項目の選定・非選定理由	
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形変更後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	廃棄物の発生		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化硫黄					●		<p>工事の実施に伴う影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。また、対象事業実施区域近傍に住居等が存在しないことや工事期間が限られた一時的なものであること、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勘案し、事後調査は実施しないこととする。</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用に伴う影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。また、施設運営業者によって環境保全目標値の遵守が担保されている。しかしながら、施設の稼働に伴う影響は、地域の方々の関心が高いことや予測の諸元に不確実性が若干あることを勘案し、一般環境大気質に関する事後調査を実施する。</p> <p>なお、施設利用車両の運行に伴う影響は、予測結果が現況と比べて大きく変化しないことや環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勘案し、事後調査は実施しないこととする。</p>	
			浮遊粒子状物質					●			
			窒素酸化物						●		
			ダイオキシン類						●		
			有害物質 (塩化水素、水銀)						●		
			粉じん								
	超低周波音	騒音及び 超低周波音	騒音						●	<p>工事の実施に伴う影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。また、対象事業実施区域近傍に住居等が存在しないことや工事期間が限られた一時的なものであること、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勘案し、事後調査は実施しないこととする。</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用に伴う影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。</p> <p>しかしながら、現況で施設利用車両走行ルート沿道の騒音レベルが環境基準を超過していることを勘案し、道路交通騒音に関する事後調査を実施する。</p>	
			超低周波音								
	振動	振動	振動								
			振動								
悪臭	悪臭	悪臭							<p>土地又は工作物の存在及び供用に伴う悪臭の影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。また、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勘案し、事後調査は実施しないこととする。</p>		
		悪臭									
水環境	水質	水の濁り (SS)							<p>工事中の造成工事によって一時的に裸地面が出現することによる濁水の影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。また、工事期間が限られた一時的なものであることや環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勘案し、事後調査は実施しないこととする。</p>		

(準備書より抜粋)

【事後調査項目の選定・非選定理由（2）】

影響要因の区分		工事中			供用時			事後調査の項目の選定・非選定理由	
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働		施設利用車両の運行
環境要素の区分									
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	地質・土壌環境	地形及び地質 重要な地形・地質及び自然現象							<p>工事の実施に伴う造成等による地形の改変による影響については、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることを勘案し、事後調査は実施しないこととする。</p> <p>また、工事の実施に伴う土壌汚染の影響については、工事に先立ち土壌汚染対策法に基づく届出を行い、必要に応じて、工事前に同法に基づいた調査を行うことから、事後調査は実施しないこととする。</p>
		土壌 土壌汚染							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種・注目すべき生息地	●	●					<p>造成等の工事及び建設機械の稼働に伴うオオタカへの影響に対して、環境保全措置を講じる。環境保全措置の効果には不確実性があることから、工事期間中及び工事完了後1年目の事後調査を実施する。</p> <p>土地又は工作物の存在及び施設の稼働に伴うオオタカへの影響は小さいと予測されたことから、事後調査は実施しないこととする。</p> <p>造成等の工事に伴うコクランへの影響に対して、環境保全措置を講じる。環境保全措置の効果には不確実性があることから、事後調査を実施する。</p> <p>土地又は工作物の存在に伴うコクランへの影響もあると予測されたものの、代償措置により施設の供用時には影響が予測される個体は存在しないことから、事後調査は実施しないこととする。</p>
	生態系	地域を特徴づける生態系	●	●					
	植物	重要な種及び群落	●						
人と自然との豊かな触れ合いの活動の確保を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観				●			<p>土地又は工作物の存在及び供用に伴う景観への影響については、新たな施設の出現によって一部の眺望景観に変化が生じることを勘案し、事後調査を実施する。</p> <p>工事中及び供用時の人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、現況を著しく悪化させないと予測され、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることも勘案し、事後調査は実施しないこととする。</p>
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの場							

(準備書より抜粋)

【事後調査項目の選定・非選定理由（3）】

影響要因の区分		工事中				供用時			事後調査の項目の選定・非選定理由
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形変更後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行	
環境要素の区分									
予測及び評価されるべき環境要素 環境への負荷の量の程度により	廃棄物等	廃棄物							工事中及び供用時の廃棄物等及び温室効果ガスへの影響については、現況を著しく悪化させないと予測される。また、環境への負荷の低減に向けた環境の保全及び創造のための措置を講じることも勘案し、事後調査は実施しないこととする。
		建設工事に伴う副産物（残土等）							
	温室効果ガス等	温室効果ガス（二酸化炭素等）							

（準備書より抜粋）



【事後調査地点位置図】

(準備書より抜粋)

IV 指摘事項

当審査会では、準備書及び事業者から提出された資料について、専門的かつ科学的な視点から精査し、検討を行った。検討にあたっては、住民からの意見、関係市長である枚方市長から提出された意見に配慮するとともに、大阪府内において影響が生じると想定される大気質・騒音・陸域生態系・廃棄物・地球環境に留意した。

その結果、より一層、環境に配慮した事業計画となるよう、下記のとおり指摘事項としてとりまとめた。

大阪府知事におかれては、これらの指摘事項が確実に反映されるよう、事業者を指導する京都府知事に対して意見を述べられたい。

記

全般的事項

- ・ 本事業は公設民営の DBO 方式（民間が設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate)）で実施されるため、具体的な事業計画決定時には、周辺環境にも配慮した計画となるよう十分検討し、環境保全措置を確実に実施させ、より一層の環境負荷の低減を図ること。

大気質

- ・ 環境影響評価時点では施設からの排出ガス処理方法が決定していないことから、具体的な事業計画決定時には、最新の処理技術導入について検討し、大気汚染物質排出量の更なる削減を図ること。

騒音

- ・ 工事用車両及びごみ収集車等の走行ルートにおいては、騒音が環境基準を超過している地点があることから、事業の実施にあたっては環境保全措置を確実に実施し、ごみ収集車等による騒音の低減を図ること。

陸域生態系

- ・ オオタカなど保全の配慮が必要な動植物については、専門家の助言を基に環境保全措置の適切な実施を図ること。

廃棄物

- ・ 施設供用時の焼却灰や飛灰については、燃焼管理による発生抑制や再資源化等により、最終処分量の更なる削減を図ること。

地球環境

- ・ ごみ収集車の走行距離が延びることに伴い、温室効果ガス排出量の増加が見込まれるため、関係機関と連携してごみ収集車等に電気自動車等を導入するなど、温室効果ガスの更なる削減を図ること。

<参考> 評価の指針（技術指針より抜粋）

1 大気質

- ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- ・ 環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ・ 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に適合するものであること。

2 水質

（水質汚濁）

- ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- ・ 環境基準並びに環境基本計画、「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」（昭和49年5月9日瀬戸内海環境保全審議会答申）及び大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ・ 水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に適合するものであること。
- ・ 水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであること。

3 騒音

- ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- ・ 環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ・ 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであること。

4 振動

- ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- ・ 環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ・ 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであること。

5 低周波音

- ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- ・ 大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

6 悪臭

- ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- ・ 環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ・ 悪臭防止法に定める規制基準に適合するものであること。

7 土壌汚染

- ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- ・ 環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ・ 土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するとともに、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に定める基準に該当しないものであること。

8 地象

- ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- ・ 周辺地域の土地の安定を損なわないよう適切な配慮がなされていること。

9 陸域生態系

- ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- ・ 環境基本計画、大阪府環境総合計画、自然環境の保全と回復に関する基本方針（昭和49年9月18日大阪府決定）等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ・ 自然公園法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、森林法、水産資源保護法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に定める地域指定及び基準等に適合するものであること。

10 人と自然との触れ合いの活動の場

- ・ 人と自然との触れ合いの活動の場の保全と整備について十分な配慮がなされていること。
- ・ 環境基本計画、大阪府環境総合計画、自然環境の保全と回復に関する基本方針等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ・ 自然公園法に定める基準等に適合するものであること。

11 景観

- ・ 景観形成について十分な配慮がなされていること。
- ・ 環境基本計画、大阪府環境総合計画、自然環境の保全と回復に関する基本方針等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ・ 自然環境保全法に定める基準等に適合するものであること。

12 廃棄物、発生土

- ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- ・ 環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国、大阪府又は関係行政機関が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準等に適合するものであること。

13 地球環境

- ・ 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。
- ・ 環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に定める基準等に適合するものであること。

大阪府環境影響評価審査会委員名簿

【平成 30 年 9 月 1 日から令和 2 年 8 月 31 日まで】

氏名	職名	専門分野
魚島 純一	奈良大学文学部教授	文化財
内井 喜美子	大阪大谷大学薬学部助教	陸域生態系
内田 敬	大阪市立大学大学院工学研究科教授	交通計画
岡 絵理子	関西大学環境都市工学部教授	景観
岡崎 純子	大阪教育大学教育学部教授	陸域生態系
翁長 博	元 近畿大学建築学部教授	騒音・振動
○ 勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂長（教授）	地盤
小谷 真理	同志社大学政策学部准教授	行政法・環境法
高田 みちよ	高槻市立自然博物館主任学芸員	陸域生態系
◎ 東野 達	京都大学名誉教授	大気質
福岡 雅子	大阪工業大学工学部准教授	廃棄物
西村 文武	京都大学大学院工学研究科准教授	水質
藤長 愛一郎	大阪産業大学工学部教授	水質
水谷 聡	大阪市立大学大学院工学研究科准教授	廃棄物
道岡 武信	近畿大学理工学部准教授	大気質

【令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日まで】

氏名	職名	専門分野
相原 嘉之	奈良大学文学部准教授	文化財
赤尾 聡史	同志社大学理工学部准教授	廃棄物
内井 喜美子	大阪大谷大学薬学部助教	陸域生態系
内田 敬	大阪市立大学大学院工学研究科教授	交通計画
◎ 勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂長（教授）	地盤
小谷 真理	同志社大学政策学部准教授	行政法・環境法
嶋寺 光	大阪大学大学院工学研究科准教授	大気質
高田 みちよ	高槻市立自然博物館主任学芸員	陸域生態系
○ 高橋 大弐	近畿職業能力開発大学校校長（京都大学名誉教授）	騒音・振動
西野 貴子	大阪府立大学大学院理学系研究科助教	陸域生態系
西村 文武	京都大学大学院工学研究科准教授	水質
藤長 愛一郎	大阪産業大学工学部教授	水質
水谷 聡	大阪市立大学大学院工学研究科准教授	廃棄物
道岡 武信	近畿大学理工学部准教授	大気質
若本 和仁	大阪大学大学院工学研究科准教授	景観

◎ 会長 ○ 会長代理

（敬称略、五十音順）